

総合評価落札方式にかかる事務手引き 【建設工事に係る委託業務】

[第13版]

暫定版

令和6年6月

(令和6年6月1日以降に入札公告する業務から適用)



和歌山県県土整備部

1. 本手引きの目的

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成 17 年法律第 18 号。以下「法」という。）が施行され、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定されている。

建設工事に係る委託業務のうち建設コンサルタント業務（以下「業務」）に関しては、プロポーザル方式と価格競争方式の 2 つの発注方式で実施してきたところであるが、品質確保に関する動向を踏まえ、総合評価落札方式を実施することとする。

このため、法及び基本方針に基づき、業務における一層の品質確保・品質向上を図るため、県の実情を踏まえた総合評価落札方式による入札を実施するための事務手続き等を定めるものである。

2. 総合評価落札方式とは

総合評価落札方式とは、従来の価格のみの競争ではなく、入札に参加する企業からの積極的な技術提案による技術面での競争を促進するとともに、総合的な価値による競争を促進することにより、業務の品質の向上と、効率的かつ経済的な社会資本整備を目的とし、技術提案と価格を総合的に評価し、落札者を決定する方式である。

3. 総合評価落札方式を適用する業務

総合評価落札方式を適用する業務は原則として、「予定価格（税抜き）」（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）1,000 万円以上の業務のうち、土木関係建設コンサルタント業務の区分 B 2 及び区分 C 並びに建築関係建設コンサルタント業務（建築総合）の区分 B、区分 C 1 及び区分 C 2 とする。

4. 総合評価落札方式の型式

(1) 標準型 I

配置予定技術者・企業の能力、地域貢献、業務の実施方針及び評価テーマに関する技術提案を求めることにより、技術評価と入札価格とを一体として評価

(2) 標準型 II

配置予定技術者・企業の能力、地域貢献、業務の実施方針による技術評価と入札価格とを一体として評価

各型式の適用範囲の考え方は表-1 を原則とする。また、各型式の特徴は表-2 に示すとおりである。

表-1 各型式の適用範囲

総合評価方式の型式	適用範囲
標準型 I	・土木関係建設コンサルタント業務の主に区分 C ・建築関係建設コンサルタント業務（建築総合）の主に区分 C 2
標準型 II	・土木関係建設コンサルタント業務の主に区分 B 2 ・建築関係建設コンサルタント業務（建築総合）の主に区分 C 1 及び区分 B

表－２ 各型式の特徴

タイプ	技術的特性	技術提案の目的	価格以外の要素
(1)標準型Ⅰ	事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務	当該業務の実施方針と併せて、評価テーマに関する技術提案を求めることによって、品質向上を期待	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施方針 ・評価テーマに関する技術提案 ・配置予定技術者・企業の能力 ・地域貢献
(2)標準型Ⅱ		当該業務の実施方針のみで、品質向上を期待	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施方針 ・配置予定技術者・企業の能力 ・地域貢献

5. 入札方式等の選定

本県での条件付き一般競争入札は入札参加資格を満たしているか等の技術審査を入札後に行う「事後審査型」を採用している。事務の軽減及び開札まで入札参加者が分からない利点があるため、総合評価落札方式においても「事後審査型」を採用する。また、入札参加者が評価内容に対する申告点数を記入して、発注者に提出する「申告点数確認方式」を採用し、事務の軽減、提出書類の削減及び最高評価値入札者決定までの時間短縮を図っている。

委託業務の品質確保やダンピング防止のため、総合評価落札方式においては、低入札価格調査制度を適用するものとする。

6. 学識経験者の意見聴取

学識経験者の意見聴取については、「落札者決定基準を定めるとき」には、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならないこととし、当該意見聴取の際に「落札者を決定するとき」に改めて意見を聴く必要があると判断された場合は「落札者を決定するとき」にあらかじめ2名以上の学識経験者の意見を聴かなければならないこととする。

学識経験者の意見聴取は和歌山県建設工事等総合評価審査委員会により行うものとする。
(意見聴取要請書は別記1号様式)

7. 総合評価による落札者の決定

総合評価による落札者の決定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。

ただし、低入札価格調査実施要領【建設工事に係る委託業務】(令和元年5月23日制定)に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がなされないおそれがあると認められた者は除くものとする。

なお、評価値が最も高い者が2者以上あるときは、くじ等により順位を決定するものと

する。

評価方式は加算式を原則とし、評価値は次式により得られる値とする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

$$\text{価格評価点} = 100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

$$\text{技術評価点} = 100 \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

評価値は小数第4位止めとし、第5位を四捨五入するものとする。

8. 総合評価落札方式の実施手順

総合評価落札方式を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。

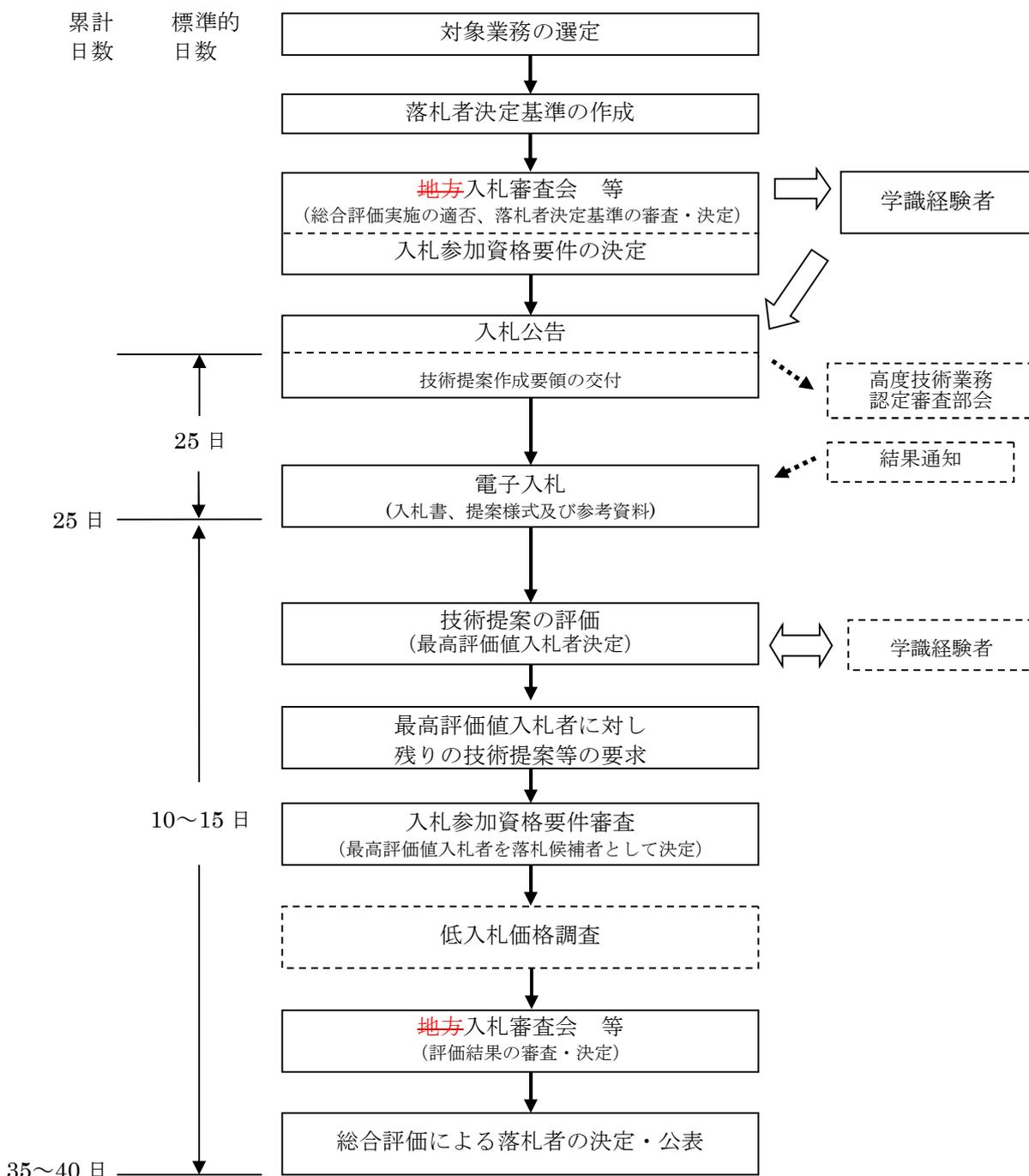


図-1 実施フロー図

a) 入札公告

入札公告は、和歌山県ホームページへの掲載をもって行う。

b) 技術提案作成要領

技術提案作成要領には、下記の内容について記載するものとする。

- ①入札に付する業務の概要
- ②入札書等の提出方法等
- ③技術提案の様式及び提出方法
- ④技術提案の内容に関する留意事項
- ⑤苦情申し立て
- ⑥その他の留意事項

添付：技術提案の提出様式等

別記参考様式に作成例を示す。

c) 開札（電子入札）

開札をしたときは、開札結果に基づき入札経過書（**別記2号様式**）を作成し、公表するものとする。（総合評価を行うため落札者決定を保留する旨記載の事）

d) 技術提案の評価

開札終了後すみやかに、提出された申告点数表に基づき技術提案の評価を行い、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者の内、明らかに失格である者を除いた入札参加者の中で評価値の最も高い入札者を最高評価値入札者とし、その者に対し技術提案等の提出を求めるものとする。

また、評価結果は入札経過書に記載するものとする。なお、申告点数確認方式では、最高評価値入札者が提出した書面による技術提案のみを確認し、最高評価値入札者が入れ替わる場合を除き、評価値が2位以下の者に対する書面による技術提案の確認を行わないため、公表する落札者以外の評価結果については評価値を満たしていない可能性がある。

客観的な評価ができない項目については、総合評価委員会を利用し、評価を行うものとする。

e) 落札者の決定

落札者を決定するにあたっては、入札審査会等において、技術提案の評価結果等について審査を行い、落札者を決定するものとする。

技術提案が適切でなく、失格とした場合は**別記3号様式**により通知するものとする。評価テーマに関する技術提案以外の項目で失格とする場合で学識経験者の意見を聴く必要があると判断した場合は、学識経験者の意見を聴いた上で、**地方**入札審査会等に諮るものとする。

f) 落札者の公表

落札者決定後はすみやかに、入札経過書を閲覧等により公表するものとする。

総合評価の評価内容ごとの得点は非公表とするが、入札参加者から公表の要求があった場合には、当該要求者の評価内容ごとの得点のみ当該要求者に対して回答するものとする。

g) 評価内容の担保

技術提案（履行不可と判断されたものを除く。）は全て履行義務を負うものとし、技術提案の履行がなされなかった場合には、業務成績の減点を実施するとともに、悪質な場合は入札審査会に諮るなどし、契約不履行の違約金請求等を行う。

業務成績の減点は、最大で事故による減点の文書注意－５点を採用するものとする。

ただし、標準型Ⅰ－Ａ（建築関係）、標準型Ⅱ－Ａ（建築関係）の場合で、提案デザインを実現できなかった場合は、－１０点とし、減点の最大は、－１５点とする。

配置予定技術者（主任技術者及び主任担当技術者）の途中交代は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等、特別な理由が無い限りこれを認めないこととする。

h) 監督

評価テーマに関する技術提案の履行については、業務打合せ時において確認するものとする。

9. 土木関係建設コンサルタント業務における総合評価落札方式

落札者決定基準の標準例は表-3及び表-4のとおりとし、表-3は当該業務の実施方針と併せて、評価テーマに関する技術提案を求めることによって、品質向上を期待できる業務に用いる。表-4は当該業務の実施方針のみで品質向上を期待できる業務に用いるものとする。

表-3 標準型I（土木関係） 落札者決定基準（案）

標準型I（土木関係）						
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考	
技術提案	(1) 業務の実施方針	目的及び適用基準の理解度、品質確保の取り組み、業務フロー、工程計画の妥当性により評価	30	/50	※業務の実施方針(15点)、業務フロー(8点)、工程計画(7点) ※提案毎に着目点、問題点、解決方法を全て記載し、提案数は最大3提案までとする。 ※4提案以上の提案があった場合は提案順に初めの3提案のみを評価の対象とする。	
	(2) 評価テーマに関する技術提案	的確性	与条件の把握度により評価（地形・環境・地域特性等）			20
		実現性	着目点、問題点、解決方法等の提案内容※及びその説得力により評価			
		独創性	類似実績の有無等により評価 代替案・その他提案内容の有益性により評価			
小計				/50		
配置予定技術者・企業の能力	(1) 保有資格	配置予定技術者（主任技術者）の保有する資格により評価		/6	※技術士、ROOMは「入札に参加する者に必要な資格に関する事項」における設定部門及び選択科目並びに専門技術部門、土木学会認定技術者は下記分野を評価の対象とする。 ・特別上級、上級（3-A）又は一級技術者（3-A） ・〇〇分野【発注案件に応じて設定】 ・上級（3-B）又は一級技術者（3-B） ・△△分野【発注案件に応じて設定】	
		①技術士	6			
		②RCCM 土木学会認定技術者（特別上級、上級又は一級技術者） 【〇〇士（コンサルト診断士等、案件に応じて設定）】	3			
		③上記①②以外	0			
	(2) 継続教育（CPD）の取り組み	配置予定技術者（主任技術者）のCPD取得単位により評価		/6	※目標単位（必要水準）： 日本技術士会（年50単位・3年150単位） 建設コンサルタンツ協会（年50単位） 土木学会（年50単位）	
		①団体目標単位（必要水準）以上の取得がある	6			
		②団体目標単位（必要水準）の半数以上の取得がある	3			
		③上記①②以外	0			
	(3) 同種業務の実績	配置予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の同種業務での、主任（管理）技術者としての実績を評価		/8	※同種業務とは〇〇業務【道路予備、橋梁予備、トンネル詳細、橋梁詳細設計業務等とし、発注案件に応じて設定する】とする。 ※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
		①同種業務の実績が2件以上ある	8			
②同種業務の実績がある		4				
	③上記①②以外	0				
(4) 業務成績（技術者）	配置予定技術者（主任技術者）の過去3年間の和歌山県発注の土木関係建設コンサルタント業務での、主任技術者としての業務成績の平均点により評価		/6	※①②の技術点は、実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。		
	①75点以上	6				
	②60点以上～75点未満 6.0×（平均点-60.0）/15	6～0				
	③60点未満	-6				
(5) 業務成績（企業）	企業の過去3年間の和歌山県発注の土木関係建設コンサルタント業務での業務成績の平均点により評価		/4	※①②の技術点は、実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。		
	①75点以上	4				
	②60点以上～75点未満 4.0×（平均点-60.0）/15	4～0				
	③60点未満	-4				
小計				/30		
地域貢献	(1) 建設部管内での業務実績	配置予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の和歌山県内の土木関係建設コンサルタント業務での、主任（管理）技術者としての実績を評価		/5	※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
		①業務箇所と同一の建設部管内における業務実績が5件以上ある	5			
		②業務箇所と同一の建設部管内における業務実績がある	2.5			
		③上記①②以外	0			
	(2) 技術者の居住地	配置予定技術者（主任技術者）の居住地について評価		/5	※入札書提出日から過去1年以上継続して居住している住所を評価する。（住民票等で確認） 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する。	
		①業務箇所と同一の建設部管内に居住している	5			
		②県内に居住している	2.5			
		③上記①②以外	0			
	(3) 本店の有無	住所又は本店の所在地について評価		/5	※入札書提出日から過去3年以上継続して営業している住所又は本店について評価する。（商業登記簿等で確認） 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する。	
		①業務箇所と同一の建設部管内に住所又は本店を有する	5			
②県内に住所又は本店を有する		2.5				
	③上記①②以外	0				
(4) 大規模災害時の協定締結	大規模災害時の協定への参加について評価		/5	※和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との協定における緊急連絡体制表への記載の有無により確認する。		
	①協定へ参加している	5				
	②なし	0				
(5) 障害者雇用への取り組み	障害者雇用への取り組みについて評価		/3	※入札書提出日時点で雇用している障害者数を対象とする。		
	①法定雇用障害者数を超える雇用（非法定義務者の場合は1人以上の障害者雇用）がある	3				
	②上記①以外	0				
(6) 障害者就労施設等からの物品等の購入	県内の障害者就労施設等からの物品等の購入について評価		/1	※入札書提出日から過去1年間の実績を対象とする。		
	①年20万円以上の購入実績がある	1				
	②上記①以外	0				
小計				/24		
合計				/104	※合計点は最高100点とする	
技術評価点	/100点					
価格評価点	/100点					
評価値	/200点					
※・評価内容ごとの得点は、小数点以下第2位を切り捨て、小数第1位止めとする。 ・評価値は価格評価点と技術評価点の合計点とする。 ・価格評価点の算出方法は、次の方法による。 $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$ 小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 ・評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 ・過去3年間の和歌山県発注の土木関係建設コンサルタント業務での業務成績の平均点は小数第1位を切り捨て整数止めとする。 ・配置予定技術者・企業の業務実績及び業務成績は契約額100万円以上の業務実績を評価の対象とする。 ・所属企業が異なる業務実績は評価の対象としない。 ・入札書提出日時点で雇用期間が3ヶ月未満の技術者は評価の対象としない。 【業務場所が県内一円の場合】 ・本業務については、「業務箇所と同一の建設部管内」と読み替えるものとする。 ※ 評価項目・配点については、案件ごとに定めるものとする。						

表-4 標準型Ⅱ（土木関係） 落札者決定基準（案）

標準型Ⅱ（土木関係）							
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考		
技術提案	(1) 業務の実施方針	目的及び適用基準の理解度、品質確保の取り組み、業務フロー、工程計画の妥当性により評価		30	/30	※業務の実施方針(15点)、業務フロー(8点)、工程計画(7点)	
	小計				/30		
配置予定技術者・企業の能力	(1) 保有資格	配置予定技術者（主任技術者）の保有する資格により評価				※技術士、RCGMは「入札に参加する者に必要な資格に関する事項」における設定部門及び選択科目並びに専門技術部門、土木学会認定技術者は下記の分野を評価の対象とする。 特別上級、上級(Q-A)又は一級技術者(Q-AA) ○O分野【発注案件に応じて設定】 ・上級(Q-B)又は一級技術者(Q-B) △△分野【発注案件に応じて設定】	
		①技術士		10			
		②RCGM 土木学会認定技術者（特別上級、上級又は一級技術者） 【○O士（ソフト診断士等、案件に応じて設定）】		5			
		③上記①②以外		0			
	(2) 継続教育（CPD）の取り組み	配置予定技術者（主任技術者）のCPD取得単位により評価					※目標単位（必要水準）： 日本技術士会（年50単位～3年150単位） 建設コンサルタンツ協会（年50単位） 土木学会（年50単位）
		①団体目標単位（必要水準）以上の取得がある		10			
		②団体目標単位（必要水準）の半数以上の取得がある		5			
		③上記①②以外		0			
	(3) 同種業務の実績	配置予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の同種業務での、主任（管理）技術者としての実績を評価					※同種業務とは○O業務【道路予備、橋梁予備、トンネル詳細、橋梁詳細設計業務等とし、発注案件に応じて設定する】とする。 ※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
		①同種業務の実績が2件以上ある		14			
②同種業務の実績がある			7				
	③上記①②以外		0				
(4) 業務成績（技術者）	配置予定技術者（主任技術者）の過去3年間の和歌山県発注の土木関係建設コンサルタント業務での、主任技術者としての業務成績の平均点により評価					※①②の技術点は、実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
	①75点以上		10				
	②60点以上～75点未満	$10.0 \times (\text{平均点} - 60.0) / 15$	10～0				
	③60点未満		-10				
(5) 業務成績（企業）	企業の過去3年間の和歌山県発注の土木関係建設コンサルタント業務での業務成績の平均点により評価					※①②の技術点は、実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
	①75点以上		6				
	②60点以上～75点未満	$6.0 \times (\text{平均点} - 60.0) / 15$	6～0				
	③60点未満		-6				
小計				/50			
地域貢献	(1) 建設部管内での業務実績	配置予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の和歌山県内の土木関係建設コンサルタント業務での、主任（管理）技術者としての実績を評価				※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
		①業務箇所と同一の建設部管内における業務実績が5件以上ある		5			
		②業務箇所と同一の建設部管内における業務実績がある		2.5			
		③上記①②以外		0			
	(2) 技術者の居住地	配置予定技術者（主任技術者）の居住地について評価					※入札書提出日から過去1年以上継続して居住している住所を対象とする。（住民票等で確認） 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する。
		①業務箇所と同一の建設部管内に居住している		5			
		②県内に居住している		2.5			
		③上記①②以外		0			
	(3) 本店の有無	住所又は本店の所在地について評価					※入札書提出日から過去3年以上継続して営業している住所又は本店について評価する。（商業登記抄本で確認） 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する。
		①業務箇所と同一の建設部管内に住所又は本店を有する		5			
②県内に住所又は本店を有する			2.5				
	③上記①②以外		0				
(4) 大規模災害時の協定締結	大規模災害時の協定への参加について評価					※和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との協定における緊急連絡体制表への記載の有無により確認する。	
	①協定へ参加している		5				
	②なし		0				
(5) 障害者雇用への取り組み	障害者雇用への取り組みについて評価					※入札書提出日時点で雇用している障害者数を対象とする。	
	①法定雇用障害者数を超える雇用（非法定義務者の場合は1人以上の障害者雇用）がある		3				
	②上記①以外		0				
(6) 障害者就労施設等からの物品等の購入	県内の障害者就労施設等からの物品等の購入について評価					※入札書提出日から過去1年間の実績を対象とする。	
	①年20万円以上の購入実績がある		1				
	②上記①以外		0				
小計				/24			
合計				/104	※合計点は最高100点とする		
技術評価点	/100点						
価格評価点	/100点						
評価値	/200点						
※・評価内容ごとの得点は、小数点以下第2位を切り捨て、小数第1位止めとする。 ・評価値は価格評価点と技術評価点の合計点とする。 ・価格評価点の算出方法は、次の方法による。 $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$ 小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 ・評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 ・過去3年間の和歌山県発注の土木関係建設コンサルタント業務での業務成績の平均点は小数第1位を切り捨て整数止めとする。 ・配置予定技術者・企業の業務実績及び業務成績は契約額100万円以上の業務実績を評価の対象とする。 ・所属企業が異なる業務実績は評価の対象としない。 ・入札書提出日時点で雇用期間が3ヶ月未満の技術者は評価の対象としない。 【業務場所が県内一円の場合】 ・本業務については、「業務箇所と同一の建設部管内」を「県内」と読み替えるものとする。 ※ 評価項目・配点については、案件ごとに定めるものとする。							

a) 留意点

ア) 業務の実施方針に記載のない場合、又は適正でない場合には失格とすることがある。

イ) 求める評価テーマは業務内容により効果的に設定することとし、必要に応じ学識経験者（和歌山県建設工事等総合評価審査委員会）の意見を聴き設定するものとする。

また、評価テーマに関する技術提案に記載のない場合、又は適正でない場合には失格とすることがある。

ウ) 配置予定技術者（主任技術者）の保有資格については、技術士、RCCM、土木学会認定技術者（特別上級、上級又は一級技術者）及びその他の資格を評価するものとし、評価の対象とする部門等は下記により設定する。

- ・技術士、RCCM は、入札公告の「入札に参加する者に必要な資格に関する事項」において設定する部門及び選択科目並びに専門技術部門とする。
- ・土木学会認定技術者は、発注案件に応じて資格分野を設定する。
- ・その他の資格は、発注案件に応じ個別に設定する。【例：コンクリート診断士等】

~~なお、複数の資格を有する場合は、エ)の「継続教育（CPD）の取り組み」との評価値の合計が高い資格で評価するものとする。~~

エ) 継続教育（CPD）の取り組みについては、~~ウ)の「保有資格」で評価する資格に関する以下の団体の発行する証明書における継続教育の取得単位（技術士の場合は日本技術士会が発行する証明書、RCCMの場合は建設コンサルタンツ協会が発行する証明書、土木学会認定技術者（特別上級、上級又は一級技術者）の場合は土木学会が発行する証明書における取得単位（1年間の目標単位でも可とする。））により評価する。*~~資格を保有していない場合は評価の対象としないものとする。

~~なお、複数の団体の単位を有する場合は、ウ)の「保有資格」との評価値の合計が高い団体の継続教育の取得単位で評価するものとする。~~

各団体の目標単位（必要水準）は以下のとおりとする。

団体名	目標単位(必要水準)	
	1年間	その他
日本技術士会	50	150(3年)
建設コンサルタンツ協会	50	
土木学会	50	

各団体が発行する証明書は証明期間の最終日が対象期間内（入札書提出日の3ヶ月前から入札書提出日まで）のものに限るとする。ただし、証明期間の最終日が対象期間内でない場合においても、対象期間内のいずれかの日に各団体の推奨単位以上の取得が確認できるものは評価する。~~なお、証明書の発行日は、書面による技術提案提出日以前のものであること。~~

オ) 過去10年間の配置予定技術者（主任技術者）の実績については、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに、元請けとして完成し、引渡し完了した同種業務（道路予備、橋梁予備、トンネル詳細、橋梁詳細設計業務等とし、発注案件に応じて設定する）に主任（管理）技術者として従事した、契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）100万円以上の国、都道府県、政令市又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）のウ)若しくはエ)に定める法人発注に限るものとする。

また、所属企業が異なる（以前の勤務先での）業務実績は対象としないものとし、原則として、業務期間の1/2以上の従事期間のものに限る。

共同企業体の構成員としての業務実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。

カ) 過去3年間の配置予定技術者（主任技術者）の業務成績については、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに元請けとして完成し、成果品の引渡し完了した業務に主任技術者として従事した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）100万円以上の和歌山県発注土木関係建設コンサルタント業務で、和歌山県県土整備部業務成績評定要領、農林水産部業務成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、評定結果通知書による通知を受けた業務（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する業務を含む。）に限るものとする。

また、所属企業が異なる（以前の勤務先での）業務成績は対象としないものとし、原則として、業務期間の1/2以上の従事期間のものに限る。

共同企業体の構成員としての業務実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。

実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。

なお、業務成績の平均値は小数第1位を切り捨て整数止めとする。

<標準型Iの例>

例：実績が1件で業務成績が71点の場合、2.2点の得点となる。

$$6.0 \times 0.5 \times (71 - 60) / 15 = 2.2$$

例：実績が2件で業務成績の平均値が67点の場合、2.2点の得点となる。

$$6.0 \times 0.8 \times (67 - 60) / 15 = 2.2$$

例：実績が3件で業務成績の平均値が67点の場合、2.8点の得点となる。

$$6.0 \times (67 - 60) / 15 = 2.8$$

※評価内容ごとの得点は小数点以下第2位を切り捨て、小数第1位止め

キ) 過去3年間の企業の業務成績については、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに、元請けとして完成し、成果品の引渡し完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）100万円以上の和歌山県発注土木関係建設コンサルタント業務で、和歌山県県土整備部業務成績評定要領、農林水産部業務成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、評定結果通知書による通知を受けた業務（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する業務を含む。）に限るものとする。

共同企業体の構成員としての業務成績は、出資比率が20%以上の場合に限る。

実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。

なお、業務成績の平均値は小数第1位を切り捨て整数止めとする。

<標準型 I の例>

例：実績が1件で業務成績が71点の場合、1.4点の得点となる。

$$4.0 \times 0.5 \times (71 - 60) / 15 = 1.4$$

例：実績が2件で業務成績の平均値が67点の場合、1.4点の得点となる。

$$4.0 \times 0.8 \times (67 - 60) / 15 = 1.4$$

例：実績が3件で業務成績の平均値が67点の場合、1.8点の得点となる。

$$4.0 \times (67 - 60) / 15 = 1.8$$

※評価内容ごとの得点は小数点以下第2位を切り捨て、小数第1位止め

ク) 過去10年間の建設部管内での配置予定技術者（主任技術者）の業務実績については、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに元請けとして完成し、成果品の引渡し完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）100万円以上の建設コンサルタント業務に、主任（管理）技術者として従事した国、都道府県、政令市又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）のウ）若しくはエ）に定める法人発注の業務に限るものとする。

また、所属企業が異なる（以前の勤務先での）業務実績は対象としないものとし、原則として、業務期間の1/2以上の従事期間のものに限る。

共同企業体の構成員としての業務実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。

ケ) 技術者の居住地については、配置予定技術者（主任技術者）の居住地について評価するものとし、入札書提出日から過去1年以上継続して居住している住所について評価する。

なお、過去1年以内に転居があった場合の取り扱いは以下のとおりとする。

- ①同一の建設部管内で転居があった場合は、建設部管内で継続しているものとみなす。
- ②県内の異なる建設部管内への転居があった場合は、県内で継続しているものとみなす。

コ) 本店の有無については、住所又は本店の所在地について評価するものとし、入札書提出日から過去3年以上継続して営業している住所又は本店について評価する。

なお、過去3年以内に住所又は本店の移転があった場合の取り扱いは以下のとおりとする。

- ①同一の建設部管内で移転があった場合は、建設部管内で継続しているものとみなす。
 - ②県内の異なる建設部管内への移転があった場合は、県内で継続しているものとみなす。
- サ) 大規模災害時の協定締結については、入札書提出日時点において、和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との大規模災害時の協定へ参加している者を評価する。

現時点において、土木関係建設コンサルタント業務の場合は、（一社）和歌山県測量設計業協会を評価対象団体としている。

シ) 入札書提出日時点で雇用期間が3ヶ月未満の技術者については、評価の対象としないものとする。

ス) 障害者雇用への取り組みについては、入札書提出日時点で雇用している障害者数により評価するものとし、令和56年度においては、法定義務業者（常用雇用労働者数~~43.5~~40.0人以上）の場合は、法定雇用障害者数を超える障害者雇用がある者、非法定義務業者（常用雇用労働者数~~43.5~~40.0人未満）の場合は、1人以上の障害

者雇用がある者を評価する。

なお、非法定義務業者の障害者雇用については、常用雇用している障害者が短時間労働である場合も、1人の障害者雇用とする。

※ 入札書提出日時時点で、法定雇用率に変更がある場合は、変更後の法定雇用率により常用雇用労働者数を適用すること。(法定雇用率については厚生労働省ホームページで確認すること。)

(参考) 法定雇用率 ~~2.32.5%~~ (令和 ~~56~~ 年 4 月 1 日現在)

厚生労働省公表「障害者の法定雇用率引き上げ」

	令和 5 年度	令和 6 年 4 月	令和 8 年 7 月
民間企業の法定雇用率	2.3%	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	43.5 人以上	40.0 人以上	37.5 人以上

<p>< 例 > 下記条件での常時雇用障害者数の加点について</p> <p>例1) 常時雇用障害者数が4412人の場合(実雇用率2.442.67%)法定雇用障害者数(4011人)を超えているため、3点の配点となる。 例2) 常時雇用障害者数が40.511.5人の場合(実雇用率2.322.56%)法定雇用障害者数(4011人)を超えているため、3点の配点となる。 例3) 常時雇用障害者数が4011人の場合(実雇用率2.222.44%)法定雇用障害者数(4011人)と同数のため、0点の配点となる。 例4) 常時雇用障害者数が9.510.5人の場合(実雇用率2.112.33%)法定雇用障害者数(4011人)未満のため、0点の配点となる。</p> <p>< 条件 > a: 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 450人 b: 法定雇用率 2.32.5% (R6.4.1~) c: 法定雇用障害者数(1人未満切り捨て) 4011人 (450×0.023=10.350.025=11.25)</p> <p>(備考) ・常時雇用障害者数の合計数は小数点以下第2位を切り捨て、小数第1位止めとする。</p>
--

セ) 障害者就労施設等からの物品等の購入については、入札書提出日から過去1年間に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する障害者就労施設等」のうち和歌山県内に住所を有する者からの物品等の購入額(税込み)により評価する。

入札に付する委託業務の概要	
事業年度・業務番号	〇〇第〇号
業務名称	〇〇〇〇業務
業務場所	〇〇市郡〇〇町村〇〇地内
業務概要	入札公告を参照のこと
業務期間	
予定価格	
調査基準価格	
支払条件	
契約の保証	
議会の議決	

入札書等の提出方法等	
<p>入札書、業務費内訳書、入札担当者連絡票、技術提案のうち提案様式2【及び提案様式3（参考資料を含む）】並びに低入札価格調査意向確認書（調査基準価格を下回った価格で応札した際に、低入札価格調査を受ける意思がある者に限る。）（以下「入札書等」という。）は、和歌山県公共工事等電子入札システム（以下、「電子入札システム」という。）により提出すること。また、申告点数については、電子入札システムにより入力し申告すること。</p> <p>ただし、入札書等の容量は3メガバイト以内とすること。</p>	
入札書等の電子入札システムによる提出期間	〇〇年 月 日（ ） 時 分から〇〇年 月 日（ ） 時 分まで

技術提案の様式及び提出方法	
技術提案の様式は、技術提案作成要領に添付している様式とし、次項の留意事項及び記載例に基づき記載すること。	
ア	技術提案提出書（様式1）
イ	同種業務等の実績（様式2）
ウ	所属技術者（様式3）
エ	県内営業所等（様式4）
オ	配置予定技術者（主任技術者）の資格等（様式5）
カ	配置予定技術者（主任技術者）の業務実績（様式6）
キ	配置予定技術者（主任技術者）の業務成績（様式7）
ク	企業の業務成績（様式8）

ケ	本店の所在地（様式9）
コ	大規模災害時の協定締結（様式10）
サ	障害者雇用等への取り組み（様式11）
シ	【紙入札の場合（発注機関から紙入札を承諾された場合）】申告点数表（提案様式1）
ス	業務の実施方針（提案様式2）
セ	評価テーマに関する技術提案（提案様式3） 【標準型Ⅰの場合】
<p>様式のサイズはA4判縦（A4判より大きいものは、A4判の大きさに折り畳むこと。）とし、各1部を提出するものとする。</p>	
<p>技術提案は技術提案提出書（様式1）に記載のある1から○の順に並べ、それぞれ付箋等により見出しを付けること。</p>	
<p>発注機関から指示を受けた入札者は、指示を受けた日から起算して、原則として2日以内に技術提案を書面により提出しなければならないものとする。</p> <p>なお、技術提案の書面をPDFファイルにして発注機関が指示するメールアドレスに送信することで、書面による提出に代えることができるものとし、期限日までの提出であるか否かは、着信日で判断するものとする。</p> <p>また、送信にあたっては誤送信の防止に努めるとともに、送信後速やかに指示のあったメールアドレスに到達しているかどうかを発注機関に確認しなければならないものとする。</p> <p>【電子入札の場合】</p> <p>ただし、提案様式2及び提案様式3（参考資料を含む）は入札時に提出するものとする。</p> <p>【紙入札の場合】</p> <p>ただし、提案様式1から2及び提案様式3（参考資料を含む）は入札時に提出するものとする。</p> <p>【標準型Ⅰの場合】</p> <p>発注機関から指示を受けた入札者は、指示を受けた日から起算して、原則として2日以内に技術提案を書面により提出しなければならないものとする。</p> <p>なお、技術提案の書面をPDFファイルにして発注機関が指示するメールアドレスに送信することで、書面による提出に代えることができるものとし、期限日までの提出であるか否かは、着信日で判断するものとする。</p> <p>また、送信にあたっては誤送信の防止に努めるとともに、送信後速やかに指示のあったメールアドレスに到達しているかどうかを発注機関に確認しなければならないものとする。</p> <p>【電子入札の場合】</p> <p>ただし、提案様式2は入札時に提出するものとする。</p> <p>【紙入札の場合】</p> <p>ただし、提案様式1及び2は入札時に提出するものとする。</p> <p>【標準型Ⅱの場合】</p>	

技術提案の内容に関する留意事項	
同種業務等の実績	
ア	<p>〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに元請として業務が完了し、成果品の引渡しが完了した、国、都道府県、政令市又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）のウ）若しくはエ）に定める法人発注の〇〇部門の受注実績の中から代表的なものを様式2に記載するものとし、記載件数は3件までとする。</p> <p>〇〇部門の受注実績がなく、一般業務認定審査部会で〇〇部門の受注実績と同等の能力があると認定された者は、様式2に代えて業務実績同等能力認定通知書の写しとすることができる。</p> <p>【区分B2の場合】</p>
ア	<p>〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに元請として業務が完了し、成果品の引渡しが完了した国、都道府県、政令市又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）のウ）若しくはエ）に定める法人発注の〇〇による〇〇業務の実績の中から代表的なものを様式2に記載するものとし、記載件数は3件までとする。</p> <p>実績を有しない者で、当該業務における高度技術業務認定審査部会で実績を有する者と同等の能力があると認定された者は、様式2に代えて同種業務実績同等能力認定通知書の添付とすることができる。</p> <p>【区分Cの場合】</p>
イ	記載する優先順位は、原則として各省庁、都道府県、その他の順位とする。
ウ	記載した実績のすべての内容が確認できる資料として、委託業務契約書の写し（業務名、業務期間、業務内容、及び発注機関と受託業者の印を有する部分が確認できるもの）、発注者が発行する実績証明書（写しでも可。内容は、契約書の写しと同じ）、受領書が付いたTECRIS業務カルテ等の書類を添付すること。
所属技術者	
ア	<p>県内に本店を有する者にあつては、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士の資格を有する者（以下「技術士」という。）（〇〇部門のうち〇〇を選択科目とする者）、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）第3条第1号ロの規定に基づき認定された技術管理者（以下「技術管理者」という。）（〇〇部門）、一般社団法人建設コンサルタンツ協会の定款第4条第1項第6号に基づくシビルコンサルティングマネージャ（以下「RC CM」という。）資格試験の合格者（〇〇を専門技術部門とする者）のいずれか2名を様式3に記載すること。</p> <p>県内に本店を有しない者にあつては、技術士（〇〇部門のうち〇〇を選択科目とする者）2名を様式3に記載すること。ただし、登録規程により他の部門の技術管理者となっていないこと。</p> <p>【関連部門を設定している場合は当該関連部門の資格を有する者についても記載を求める】</p> <p>【区分B2の場合】</p>

ア	<p>技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士（以下「技術士」という。）の資格を有する者（〇〇部門のうち〇〇を選択科目とする者）3名を様式3に記載すること。</p> <p>ただし、建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）により他の部門の技術管理者となっていないこと。</p> <p>【関連部門を設定している場合は当該関連部門の資格を有する者についても記載を求める】</p> <p>【区分Cの場合】</p>
イ	<p>記載した技術者の資格が確認できる資料として、技術士登録等証明書、建設コンサルタント技術管理者認定通知書、RCCM登録証又はRCCM資格試験合格証の写しを添付すること。</p> <p>また、県内に本店を有しない者にあつては、他の部門の技術管理者となっていないことが確認できる資料として、登録規程に基づく現況報告書の副本の写し（技術管理者が記載されている箇所）を添付すること。</p> <p>【区分B2の場合】</p>
イ	<p>記載した技術者の資格及び他の部門の技術管理者となっていないことが確認できる資料として、技術士登録等証明書の写し及び登録規程に基づく現況報告書の副本の写し（技術管理者が記載されている箇所）を添付すること。</p> <p>【区分Cの場合】</p>
ウ	<p>記載した技術者の常勤性が確認できる資料として、下記のいずれかの写しを添付すること。</p>
a	<p>健康保険被保険者証、又は健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（提出後に加入された方については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届）</p>
b	<p>住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）</p>
c	<p>県外業者（主たる営業所の所在地が和歌山県外の者）で社会保険の強制適用事業所でない場合や、県内業者（主たる営業所の所在地が和歌山県内の者）の場合で、社会保険に加入していない者は、雇用保険被保険者資格取得等確認等通知書（事業主通知用）と雇用保険被保険者資格喪失届等の両方</p>
d	<p>県内業者の場合で、雇用保険に加入できない者については、入札書を提出した日以前3ヶ月間の源泉徴収簿又は賃金台帳等</p>
県内営業所等	
ア	<p>県内に本店を有しない者にあつては、和歌山県内の支店、営業所等を様式4に記載すること。</p> <p>また、支店、営業所等登録認定通知書の写しを添付すること。</p>
配置予定技術者（主任技術者）の資格等	
ア	<p>当該業務に配置予定の技術者について、氏名、保有している資格等を様式5に記載し、当該資格を保有していることを証明する書類（資格者証の写し等）及び配置予定技術者（主任技術者）の常勤性が確認できる書類を添付すること。</p> <p>なお、複数の資格を有する場合は、継続教育（C-PD）の取り組みとの評価値の合計が高い資格で評価するものとする。</p>
イ	<p>当該業務に配置予定の技術者について、居住地を様式5に記載すること。</p>

ウ	<p>継続教育（CPD）の認証について、様式5に記載し、証明書（証明期間の最終日については対象期間内（入札書提出日の3か月前から入札書提出日まで）のものに限るとする。ただし、証明期間の最終日が対象期間内でない場合においても、対象期間内のいずれかの日に各団体の推奨単位以上の取得が確認できるものは評価する。）なお、証明書の発行日は、書面による技術提案提出日以前のものであること。）の写しを添付すること。</p> <p>なお、保有資格と併せて評価するものとし、保有資格に関する団体の以下の団体が発行する証明書における継続教育の取得単位（技術士の場合は日本技術士会が発行する証明書、RCMの場合は建設コンサルタント協会が発行する証明書、土木学会技術者（特別上級、上級又は一級技術者）の場合は土木学会が発行する証明書における取得単位（1年間の目標単位でも可とする。））により評価する。</p> <p>対象団体は、日本技術士会、建設コンサルタンツ協会、土木学会とする。</p> <p>なお、複数の団体の単位を有する場合は、保有資格との評価値の合計が高い団体の継続教育の取得単位で評価するものとする。</p>
エ	<p>落札者は、技術提案に記載した配置予定技術者を、当該業務に配置すること。</p> <p>ただし、特別な理由がある場合は変更できるものとするが、その場合は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等の真にやむを得ない場合に限る。</p>
オ	<p>雇用期間が3ヶ月未満の技術者については評価の対象としない。</p>

配置予定技術者（主任技術者）の業務実績	
ア	<p>過去10年間の配置予定技術者（主任技術者）の実績については、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに、元請けとして業務が完了し、成果品の引渡し完了した同種業務に主任（管理）技術者として従事した、契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）100万円以上の国、都道府県、政令市又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）のウ）若しくはエ）に定める法人発注の業務実績を様式6に記載すること。</p> <p>同種業務とは、〇〇〇〇業務とする。</p>
イ	<p>過去10年間の配置予定技術者（主任技術者）の建設部管内での業務実績については、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに元請けとして業務が完了し、成果品の引渡し完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）100万円以上の土木関係建設コンサルタント業務に、主任（管理）技術者として従事した国、都道府県、政令市又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）のウ）若しくはエ）に定める法人発注の業務実績を様式6に記載すること。</p>
ウ	<p>所属企業が異なる（以前の勤務先での）業務実績は対象としないものとし、原則として、業務期間の1/2以上の従事期間のものに限る。</p>
エ	<p>共同企業体の構成員としての業務実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。</p>
オ	<p>業務実績については、記載する業務のTECRISの写しを添付すること。TECRISに登録されていない場合は、その業務を担当した事及び業務内容（業務名、発注機関、契約金額、業務場所、</p>

	同種業務にあたること等)が確認できる資料(業務計画書、特記仕様書、業務報告書等の該当部分の写し)を添付すること。
カ	雇用期間が3ヶ月未満の技術者については評価の対象としない。
配置予定技術者(主任技術者)の業務成績	
ア	過去3年間の配置予定技術者(主任技術者)の業務成績については、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに元請けとして業務が完了し、成果品の引渡し完了した業務に主任技術者として従事した契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)100万円以上の和歌山県発注の土木関係建設コンサルタント業務で、和歌山県県土整備部業務成績評定要領、農林水産部業務成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、評定結果通知書による通知を受けた業務(知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する業務を含む。)の業務成績評定点を様式7に全て記載すること。
イ	所属企業が異なる(以前の勤務先での)業務成績は対象としないものとし、原則として、業務期間の1/2以上の従事期間のものに限る。
ウ	共同企業体の構成員としての業務成績は、出資比率が20%以上の場合に限る。
エ	雇用期間が3ヶ月未満の技術者については評価の対象としない。
配置予定技術者(主任技術者)を入札時に特定できない場合	
	上記の配置予定技術者の資格等、配置予定技術者の業務実績及び配置予定技術者の業務成績において、入札時に配置予定者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができるものとするが、候補者1名につき提案様式1及び各様式1枚とする。ただし、評価においては配置予定技術者に関する評価値の合計が低い配置予定技術者で行う。 また、最高評価値入札者となった場合は、記載した全ての配置予定者の各様式及び添付資料を提出すること。
企業の業務成績	
ア	過去3年間の企業の業務成績については、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに、元請けとして業務が完了し、成果品の引渡し完了した契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)100万円以上の和歌山県発注の土木関係建設コンサルタント業務で、和歌山県県土整備部業務成績評定要領、農林水産部業務成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、評定結果通知書による通知を受けた業務(知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する業務を含む。)の業務成績評定点を様式8に全て記載すること。
イ	共同企業体の構成員としての業務成績は、出資比率が20%以上の場合に限る。
本店の所在地	
ア	住所又は本店の所在地について様式9に記載すること。
大規模災害時の協定締結	
ア	入札書提出日時点における和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との大規模災害時の協定への参加の有無について様式10に記載すること。

障害者雇用等への取り組み	
ア	入札書提出日時点における障害者雇用の取り組み状況について様式11に記載すること。
イ	入札書提出日から過去1年間の県内の障害者就労施設等からの物品等の購入実績について様式11に記載すること。
申告点数	
	<p>電子入札システムにより入札を行う場合は、電子入札システムにより申告点数を入力するものとする。なお、配置予定技術者を入札時に特定できない場合は、配置予定技術者の氏名欄に候補者全てを入力し、申告点数はその合計点数の最も低い者の点数を入力すること。紙入札により入札を行う場合は、申告点数表（提案様式1）に申告点数を記入し、提出すること。（評価内容の「業務の実施方針」【及び「評価テーマに関する技術提案」】における申告点数については記入不要とする。）【標準型Iの場合】</p> <p>書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。</p> <p>①申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。</p> <p>②申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。（申告点数の修正は行わない。）</p> <p>当該様式の提出がない場合は失格とする。</p> <p>申告点数が記載されていない（内容が確認できない場合を含む。）場合は、その記載されていない申告点数については0点（マイナス評価がある場合は最も低い評価点）に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった（記載されていない場合等を含む。）場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。</p>
業務の実施方針	
ア	業務の目的、内容、適用基準、品質確保の取り組み、業務フロー、工程計画について提案様式2に記載すること。
イ	<p>提案については提案様式2（A4サイズ片面）3枚以内（業務の目的、内容、適用基準、品質確保の取り組みを併せて1枚以内、業務フローで1枚以内、工程計画で1枚以内）とし、フォントサイズは10.5ポイント以上とする。</p> <p>規定を超える枚数を提出した場合は評価の対象としない。</p>
評価テーマに関する技術提案 【標準型Iの場合】	

ア	<p>提出を求める提案は下記（i）に示すとおりであり、提案様式3を作成し、具体的かつ簡潔に記載すること。</p> <p>提案については提案様式3（A4サイズ片面）1枚以内とし、フォントサイズは10.5ポイント以上とする。</p> <p>参考資料については様式自由（A4サイズ片面）1枚以内とする。</p> <p>なお、参考資料に記載する内容は、提案様式3に記載された提案内容の補足説明とし、参考資料のみに記載された提案は評価の対象としない。</p> <p>提案様式3及び参考資料それぞれについて、規定を越える枚数での提出と判断できる場合は、提案様式3を含めた提出順に1枚目を提案様式3、2枚目を参考資料と判断し評価する。</p> <p>【標準型Iの場合】</p>
(i)	<p>〇〇〇〇〇〇についての提案</p> <p>【標準型Iの場合】</p>
落札者決定基準	
	落札者決定基準は別紙-1のとおりとする。
総合評価の評価項目資料 【標準型Iの場合】	
	<p>総合評価の評価項目資料は別紙-2のとおりとする。</p> <p>【標準型Iの場合】</p>

苦情申し立て

<p>発注機関の長は、落札候補者が入札参加資格の要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格要件不適合通知書により通知するものとする。</p>
<p>入札参加資格要件不適合通知書を受理した者で当該要件を満たさないと認められたことに不服がある者は、当該通知の日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に、発注機関の長に対して当該要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。</p>
<p>当該要件を満たさないと認められた者が説明を求める場合は、苦情申立書（条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領第7号様式）を持参又は郵送することにより行うものとする。</p>
<p>発注機関の長は、苦情申立書により説明を求められたときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に回答するものとする。</p>
<p>苦情申立書の受付窓口、受付時間</p> <p>苦情申立書を持参又は郵送する場合の受付窓口並びに受付時間は、次のとおりとする。</p> <p>受付窓口：〒640-8585</p> <p>和歌山市小松原通一丁目1番地</p> <p>和歌山県県土整備部〇〇局〇〇課</p> <p>受付時間：休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで</p>

その他の留意事項

<p>入札書等、技術提案及び苦情申立書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、提出者の負担とする。</p>
<p>技術提案は、提出者に無断で使用しないものとする。</p>

<p>技術提案に虚偽の記載をした者は、当該業務の落札者として決定されない。また、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づき入札参加資格停止を行うことがある。</p>
<p>提出された技術提案は、返却しない。</p>
<p>電子入札システムにより提出する書類は、和歌山県公共工事等電子入札運用基準に規定するアプリケーションソフトの使用、及びファイル形式により保存すること。</p>
<p>技術提案の作成に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。なお、問い合わせに対する回答のうち入札参加者全員に周知すべきものがあつた場合には、その内容を和歌山県公共工事等入札情報システム等に掲載する。</p> <p>〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県県土整備部〇〇局〇〇課 電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p>

様式 1

技術提案提出書

業務番号： 年度 ○○ 第○号

業務名：○○業務

上記業務に係る条件付き一般競争入札の入札参加資格要件等を証明するため、下記の技術提案を提出します。

なお、建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格要件を満たす者であること並びに提出資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 様式 2 及び同種業務等の実績を証明する書類
- 2 様式 3 及び所属技術者の資格、常勤性を証明する書類
- 3 様式 4 及び県内営業所の実態を証明する書類（県外業者の場合のみ）
- 4 様式 5 及び配置予定技術者（主任技術者）の資格等を証明する書類
- 5 様式 6 及び配置予定技術者（主任技術者）の業務実績を証明する書類
- 6 様式 7
- 7 様式 8
- 8 様式 9 及び本店の所在地を証明する書類（県内業者の場合のみ）
- 9 様式 10 及び大規模災害時の協定締結を証明する書類
（該当する場合のみ）
- 10 様式 11 及び障害者雇用等への取り組み状況を証明する書類
（該当する場合のみ）

年 月 日

和歌山県知事 ○ ○ ○ ○ 様

所在地

商号

代表者氏名

同種業務等の実績調書

業者名： _____

同種業務の条件		
業 務 名 称 等	業務名称	
	発注機関名	
	業務場所	
	契約金額	
	業務期間	
	受注形態等	
業 務 概 要	業務内容	
	業務数量	
	設計条件	
	特記事項	

※最大3件まで記載することができる。この場合は右肩に番号（No.）を記入すること。

所属技術者調書

業者名 : _____

所属技術者の氏名		生年月日	年	月	日
資格・免許等					

所属技術者の氏名		生年月日	年	月	日
資格・免許等					

所属技術者の氏名		生年月日	年	月	日
資格・免許等					

所属技術者の氏名		生年月日	年	月	日
資格・免許等					

所属技術者の氏名		生年月日	年	月	日
資格・免許等					

所属技術者の氏名		生年月日	年	月	日
資格・免許等					

※記載が2枚以上に渡る場合は、右肩に番号を記入すること。

(様式4)

県内営業所等調書

業者名： _____

和歌山県内の支店、営業所等と認定された条件と相違ありません。

営業所の所在	
営業所の電話	
営業所のFAX	
営業所の常勤職員の人数	

※ 支店・営業所等登録認定通知書の写しを添付すること。

(様式5)

配置予定技術者（主任技術者）の資格等

業者名： _____

配置予定技術者（主任技術者）の経歴等

氏名		生年月日	
現在の居住地			
居住年数		年	月

過去1年以内に転居があった場合

転居前の居住地			
転居前の居住地 での居住年数		年	月

※入札書提出日時点における、配置予定技術者（主任技術者）の居住地について記載すること。

※配置予定技術者（主任技術者）の居住地について評価するものとし、入札書提出日から過去1年以上継続して居住している住所について評価する。

なお、過去1年以内に転居があった場合の取り扱いは以下のとおりとする。

①同一の建設部管内で転居があった場合は、建設部管内で継続しているものとみなす。

②県内の異なる建設部管内への転居があった場合は、県内で継続しているものとみなす。

※記載した内容が確認できる資料として住民票、住民票除票、戸籍の附票等の写しを添付すること。
(居住地在県外の場合は、添付を要しない。)

※住民票、戸籍の付票は入札書提出日以降のものに限る。

※配置予定技術者（主任技術者）の常勤性が確認できる書類を添付すること。

※入札書提出日時点で雇用期間が3ヶ月未満の技術者については、評価の対象としない。

保有資格・~~継続教育（CPD）~~の取り組み

技術士	(部門：)	専門科目：)
	(登録番号：)	登録年月日：)
RCCM	(専門技術部門：))
	(登録番号：)	登録年月日：)
土木学会認定技術者（特別上級、上級又は一級技術者）	(資格分野：))
	(登録番号：)	登録年月日：)
その他の資格	(名称：)	登録年月日：)

継続教育（CPD）の取り組み

継続教育（CPD）の有無	有 ・ 無
証明書発行団体	1. 日本技術士会 2. 建設コンサルタンツ協会 3. 土木学会 ※該当する番号に○をすること。
取得単位数	() 単位

※当該資格を保有していることを証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。

※CPDの証明書（証明期間の最終日が対象期間内（入札書提出日の3ヶ月前から入札書提出日まで）のものに限るとする。ただし、証明期間の最終日が対象期間内でない場合においても、対象期間内のいずれかの日に各団体の推奨単位以上の取得が確認できるものは評価する。）なお、~~証明書の発行日は、書面による技術提案提出日以前のものであること。~~の写しを添付すること。

(様式6)

配置予定技術者（主任技術者）の業務実績

業者名： _____

主任技術者氏名： _____

同種業務の実績（過去10年間）

番号	業務名	発注機関	業務場所
	契約金額（円）	業務期間（配置期間）	従事役職
	業務内容		
1	〇〇〇〇業務（TECRIS登録番号）		
2			

建設部管内での業務実績（過去10年間）

番号	業務名	発注機関	業務場所
	契約金額（円）	業務期間（配置期間）	従事役職
	業務内容		
1	〇〇〇〇業務（TECRIS登録番号）		
2			
3			
4			
5			

※ 同種業務及び建設部管内での業務実績については、過去10年間（ 年4月1日から公告の日の前日まで）に、元請として業務が完了し、成果品の引渡し完了した業務とする。

※ 同種業務とは、〇〇〇〇業務とする。

※ 主任（管理）技術者として配置された業務を対象とする。

※ 所属企業が異なる（以前の勤務先での）業務実績は対象としないものとし、原則として、業務期間の1/2以上の従事期間のものに限る。

※ 業務期間と配置期間が異なる場合には必ず配置期間を記載すること。

※ 共同企業体での業務実績は、出資比率20%以上のものに限る。

※ 業務実績については、記載する業務のTECRISの写しを添付すること。

※ TECRISに登録されていない場合は、その業務を担当した事及び業務内容（業務名、発注機関、契約金額、業務場所、同種業務にあたること等）が確認できる資料（業務計画書、特記仕様書、業務報告書等の該当部分の写し）を添付すること。

※ 入札書提出日時点で雇用期間が3ヶ月未満の技術者については、評価の対象としない。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

(様式7)

配置予定技術者（主任技術者）の業務成績

業者名：

技術者氏名：

番号	年度 業務番号	発注事務所等名	契約金額	業務評定点
	業務名称	業務場所	業務期間（配置期間）	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
平均				点

- ※ 配置予定技術者が主任技術者として配置された業務を対象とする。
- ※ 所属企業が異なる（以前の勤務先での）業務実績は対象としないものとし、原則として、業務期間の1/2以上の従事期間のものに限る。
- ※ 業務期間と配置期間が異なる場合には必ず配置期間を記載すること。
- ※ 業務評定点は契約額（消費税及び地方税の額を含む。）100万円以上で県土整備部業務成績評定要領、農林水産部業務成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、評定結果通知書による通知を受けた和歌山県発注の業務に限る。
- ※ 過去3年間（ 年4月1日から公告の日の前日まで）に、元請けとして業務が完了し、成果品の引渡し完了した土木関係建設コンサルタント業務とする。
- ※ 業務成績評定結果通知書に記載されている業務評定点が整数止めでない場合は小数第1位を四捨五入し、整数とすること。
- ※ 平均点は小数第1位を切り捨て、整数止めとすること。
- ※ 入札書提出日時点で雇用期間が3ヶ月未満の技術者については、評価の対象としない。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

(様式 8)

企業の業務成績

業者名 : _____

番号	年度 業務番号	発注事務所等名	契約金額	業務評定点
	業務名称	業務場所	業務期間	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
平均				点

※ 業務評定点は契約額（消費税及び地方税の額を含む。）100万円以上で県土整備部業務成績評定要領、農林水産部業務成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、評定結果通知書による通知を受けた和歌山県発注の業務に限る。

※ 過去3年間（ 年4月1日から公告の日の前日まで）に、元請けとして業務が完了し、成果品の引渡し完了した土木関係建設コンサルタント業務とする。

※ 業務成績評定結果通知書に記載されている業務評定点が整数止めでない場合は小数第1位を四捨五入し、整数とすること。

※ 平均点は小数第1位を切り捨て、整数止めとすること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

(様式 9)

本店の所在地

業者名： _____

住所又は本店の所在地	
現所在地での営業年数	年 月

過去 3 年以内に住所又は本店の移転があった場合

移転前の 住所又は本店の所在地	
移転前の 所在地での営業年数	年 月

※入札書提出日時点における、住所又は本店の所在地について記載すること。

※本店の有無については、住所又は本店の所在地について評価するものとし、入札書提出日から過去 3 年以上継続して営業している住所又は本店について評価する。

なお、過去 3 年以内に住所又は本店の移転があった場合の取り扱いは以下のとおりとする。

①同一の建設部管内で移転があった場合は、建設部管内で継続しているものとみなす。

②県内の異なる建設部管内への移転があった場合は、県内で継続しているものとみなす。

※記載した内容が確認できる資料として、商業登記簿抄本の写しを添付すること。

(所在地が県外の場合は、添付を要しない。)

(様式10)

大規模災害時の協定締結

業者名： _____

和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との大規模災害時の協定への参加の有無	有 ・ 無
--	-------

※入札書提出日時点における、和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との大規模災害時の協定への参加の有無について記載すること。

※年度途中の参加等により、緊急連絡体制表への記載が無い者については、団体からの証明書等、災害協定への参加が確認できる資料を添付すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

(様式 1 1)

障害者雇用等への取り組み

業者名： _____

障害者雇用への取り組み

(1)法定義務業者（常用雇用労働者数 43,540.0 人(注1)以上)の場合	有・無
法定雇用障害者数を超える障害者雇用	
(2)非法定義務業者（常用雇用労働者数 43,540.0 人(注1)未満)の場合	有・無
1人以上の障害者雇用	

※ 入札書提出日時点で雇用している障害者数に基づき記載すること。

※ 記載した内容が確認できる資料として、下記の資料を添付すること。

(1)法定義務業者の場合

- ・直近の障害者雇用状況報告書の写し（管轄公共職業安定所の確認印（受付印）のあるもの、提出期限の7月15日以降は、過年度の報告書は認めない。）

※ 記載した内容が確認できる資料として、下記の資料を書面による技術提案提出時に提示すること。
なお、提示書類はその場で返却する。

(1)法定義務業者の場合

- ・基準日である6月1日以降に新たに雇用した場合は、雇用した方の手帳の写し（氏名と等級（程度）が確認できる部分）及び、入札書提出時点で常勤で雇用していることが確認できる書類の写し（社会保険、雇用保険等）

(2)非法定義務業者の場合

- ・雇用している方の手帳の写し（氏名と等級（程度）が確認できる部分）及び、入札書提出日時点で常勤で雇用していることが確認できる書類の写し（社会保険、雇用保険等）

(注1)

常用雇用労働者数については令和36年34月1日現在の法定雇用率（~~2-32.5~~%）により算出している。

・ $1/0.0230.025=43,540.0 \rightarrow 43,540.0$ 人

入札書提出日時点で法定雇用率に変更がある場合は、変更後の法定雇用率により常用雇用労働者数を読替えること。（法定雇用率については厚生労働省ホームページで確認すること。）

障害者就労施設等からの物品等の購入

県内の障害者就労施設等からの物品等購入実績（年20万円以上（税込み））	有・無
-------------------------------------	-----

※ 入札書提出日から過去1年間に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律第2条第4項に規定する障害者就労施設等」のうち和歌山県内に住所を有する者からの物品等の購入を対象とする。

※ 記載した内容が確認できる資料として、領収書の写しを添付すること。

※ 領収書は集計表等により合計金額が確認できるよう整理すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

【紙入札により入札を行う場合に適用】

(提案様式1)【標準型Iの場合】

総合評価方式(委託業務) 申告点数表(案) 標準型I(土木関係)						
業務名						
業務場所						
予定価格						
業者名						
業者番号						
配置予定技術者(主任技術者)の氏名						
評価項目	評価内容	評価基準	配点	申告点数	備考	
技術提案	(1) 業務の実施方針	目的及び適用基準の理解度、品質確保の取り組み、業務フロー、工程計画の妥当性により評価	30		※業務の実施方針(15点)、業務フロー(8点)、工程計画(7点)	
	(2) 評価テーマに関する技術提案	的確性	与条件の把握度により評価(地形・環境・地域特性等)			20
		実現性	着目点、問題点、解決方法等の提案内容※及びその説得力により評価			
		独創性	類似実績の有無等により評価 代替案・その他提案内容の有益性により評価			
小計						
配置予定技術者・企業の能力	(1) 保有資格	配置予定技術者(主任技術者)の保有する資格により評価			※技術士、RCOMは「入札に参加する者に必要な資格に関する事項」における設定部門及び選定科目並びに専門技術部門、土木学会認定技術者は下記分野の評価の対象とする。 ・特別上級、上級(2-A)又は一級技術者(2-A) ・〇分野【発注案件に応じて設定】 ・上級(2-B)又は一級技術者(2-B) ・△分野【発注案件に応じて設定】	
		①技術士	6			
		②RCOM 土木学会認定技術者(特別上級、上級又は一級技術者) 【〇分野(3)コンサル診断士等、案件に応じて設定】	3			
		③上記①②以外	0			
	(2) 継続教育(CPD)の取り組み	配置予定技術者(主任技術者)のCPD取得単位により評価			※目標単位(必要水準)： 日本技術士会(年50単位)・24~150単位 建設コンサルタンツ協会(年50単位) 土木学会(年50単位)	
		①団体目標単位(必要水準)以上の取得がある	6			
		②団体目標単位(必要水準)の半数以上の取得がある	3			
	(3) 同種業務の実績	配置予定技術者(主任技術者)の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の同種業務での、主任(管理)技術者としての実績を評価			※同種業務とは〇〇業務【道路予備、橋梁予備、トンネル詳細、橋梁詳細設計業務等とし、発注案件に応じて設定する】とする。 ※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
	①同種業務の実績が2件以上ある	8				
	②同種業務の実績がある	4				
(4) 業務成績(技術者)	配置予定技術者(主任技術者)の過去3年間の和歌山県発注の土木関係建設コンサルタント業務での、主任技術者としての業務成績の平均点により評価			※①②の技術点は、実績が1件の場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。		
	①75点以上	6				
	②60点以上~75点未満	$6.0 \times (\text{平均点} - 60.0) / 15$	6~0			
	③60点未満	-6				
(5) 業務成績(企業)	企業の過去3年間の和歌山県発注の土木関係建設コンサルタント業務での業務成績の平均点により評価			※①②の技術点は、実績が1件の場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。		
	①75点以上	4				
	②60点以上~75点未満	$4.0 \times (\text{平均点} - 60.0) / 15$	4~0			
	③60点未満	-4				
小計						
地域貢献	(1) 建設部管内での業務実績	配置予定技術者(主任技術者)の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の和歌山県内の土木関係建設コンサルタント業務での、主任(管理)技術者としての実績を評価			※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
		①業務箇所と同一の建設部管内における業務実績が5件以上ある	5			
		②業務箇所と同一の建設部管内における業務実績がある	2.5			
		③上記①②以外	0			
	(2) 技術者の居住地	配置予定技術者(主任技術者)の居住地について評価			※入札書提出日から過去1年以上継続して居住している住所を評価する。(住民票等で確認) 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する。	
		①業務箇所と同一の建設部管内に居住している	5			
		②県内に居住している	2.5			
	(3) 本店の有無	住所又は本店の所在地について評価			※入札書提出日から過去3年以上継続して営業している住所又は本店について評価する。(商業登記簿本で確認) 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する。	
		①業務箇所と同一の建設部管内に住所又は本店を有する	5			
		②県内に住所又は本店を有する	2.5			
③上記①②以外		0				
(4) 大規模災害時の協定締結	大規模災害時の協定への参加について評価			※和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との協定における緊急連絡体制表への記載の有無により確認する。		
	①協定へ参加している	5				
②なし	0					
(5) 障害者雇用への取り組み	障害者雇用への取り組みについて評価			※入札書提出日時点で雇用している障害者数を対象とする。		
	①法定雇用障害者数を超える雇用(非法定義務者の場合は1人以上の障害者雇用)がある	3				
	②上記①以外	0				
(6) 障害者就労施設等からの物品等の購入	県内の障害者就労施設等からの物品等の購入について評価			※入札書提出日から過去1年間の実績を対象とする。		
	①年20万円以上の購入実績がある	1				
②上記①以外	0					
小計						
合計					※合計点は最高100点とする	
※・業者番号の欄には入札参加資格認定通知書における業者番号を記載すること。 ・書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。 ①申告点数が過大評価された場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。 ②申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。(申告点数の修正は行わない。) ・当該様式の提出がない場合は失格とする。 ・申告点数が記載されていない(内容が確認できない場合を含む。)場合は、その記載されていない申告点数については0点(マイナス評価がある場合は最も低い評価点)に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった(記載されていない場合等を含む。)場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。 ・評価内容ごとの申告点数は、小数点以下第2位を切り捨て、小数第1位止めとする。 ・過去3年間の和歌山県発注の土木関係建設コンサルタント業務での業務成績の平均点は小数第1位を切り捨て整数止めとする。 ・配置予定技術者・企業の業務実績及び業務成績は契約額100万円以上の業務実績を評価の対象とする。 ・所属企業が異なる業務実績は評価の対象としない。 ・入札書提出日時点で雇用期間が3ヶ月未満の技術者は評価の対象としない。 【業務場所が県内一円の場合】 ・本業務については、「業務箇所と同一の建設部管内」を「県内」と読み替えるものとする。						
※ 評価項目・配点については、案件ごとに定めるものとする。						

【紙入札により入札を行う場合に適用】

(提案様式1)【標準型Ⅱの場合】

総合評価方式(委託業務) 申告点数表(案) 標準型Ⅱ(土木関係)								
業 務 名								
業 務 場 所								
予 定 価 格								
業 者 名								
業 者 番 号								
配置予定技術者(主任技術者)の氏名								
技術提案	評価項目	評価内容	評価基準	配点	申告点数	備考		
	(1) 業務の実施方針	目的及び適用基準の理解度、品質確保の取り組み、業務フロー、工程計画の妥当性により評価		30		※業務の実施方針(15点)、業務フロー(8点)、工程計画(7点)		
配置予定技術者・企業の能力	小 計							
	(1) 保有資格	配置予定技術者(主任技術者)の保有する資格により評価						
		①技術士					10	※技術士、RCMは「入札に参加する者に必要な資格に関する事項」における設定部門及び選択科目並びに専門技術部門、土木学会認定技術者は下記の分野を評価の対象とする。 ・特別上級、上級(コ-3A)又は一級技術者(コ-3A) ・〇〇分野【発注案件に応じて設定】 ・上級(コ-3B)又は一級技術者(コ-3B) ・△△分野【発注案件に応じて設定】
		②RCCM 土木学会認定技術者(特別上級、上級又は一級技術者) 【〇〇士(コンサルト診断士等、案件に応じて設定)】					5	
		③上記①②以外					0	
	配置予定技術者(主任技術者)のCPD取得単位により評価							
	(2) 継続教育(GPD)の取り組み	①団体目標単位(必要水準)以上の取得がある					10	※目標単位(必要水準): 日本技術士会(年50単位-3年+50単位) 建設コンサルタンツ協会(年50単位) 土木学会(年50単位)
		②団体目標単位(必要水準)の半数以上の取得がある					5	
		③上記①②以外					0	
	(3) 同種業務の実績	配置予定技術者(主任技術者)の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の同種業務での、主任(管理)技術者としての実績を評価						
①同種業務の実績が2件以上ある						14	※同種業務とは〇〇業務【道路予備、橋梁予備、トンネル詳細、橋梁詳細設計業務等とし、発注案件に応じて設定する】とする。 ※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
②同種業務の実績がある						7		
③上記①②以外						0		
配置予定技術者(主任技術者)の過去3年間の和歌山県発注の土木関係建設コンサルタント業務での、主任技術者としての業務成績の平均点により評価								
(4) 業務成績(技術者)	①75点以上					10	※①②の技術点は、実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
	②60点以上~75点未満	10.0×(平均点-60.0)/15				10~0		
	③60点未満					-10		
(5) 業務成績(企業)	企業の過去3年間の和歌山県発注の土木関係建設コンサルタント業務での業務成績の平均点により評価							
	①75点以上					6	※①②の技術点は、実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
	②60点以上~75点未満	6.0×(平均点-60.0)/15				6~0		
	③60点未満					-6		
小 計								
地域貢献	(1) 建設部管内での業務実績	配置予定技術者(主任技術者)の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の和歌山県内の土木関係建設コンサルタント業務での、主任(管理)技術者としての実績を評価						
		①業務箇所と同一の建設部管内における業務実績が5件以上ある					5	※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
		②業務箇所と同一の建設部管内における業務実績がある					2.5	
	③上記①②以外					0		
	(2) 技術者の居住地	配置予定技術者(主任技術者)の居住地について評価						
		①業務箇所と同一の建設部管内に居住している					5	※入札書提出日から過去1年以上継続して居住している住所を評価する。(住民票等で確認) 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する。
		②県内に居住している					2.5	
	③上記①②以外					0		
	(3) 本店の有無	住所又は本店の所在地について評価						
		①業務箇所と同一の建設部管内に住所又は本店を有する					5	※入札書提出日から過去3年以上継続して営業している住所又は本店について評価する。(商業登記簿本で確認) 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する。
		②県内に住所又は本店を有する					2.5	
	③上記①②以外					0		
(4) 大規模災害時の協定締結	大規模災害時の協定への参加について評価							
	①協定へ参加している					5	※和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との協定における緊急連絡体制表への記載の有無により確認する。	
②なし					0			
(5) 障害者雇用への取り組み	障害者雇用への取り組みについて評価							
	①法定雇用障害者数を超える雇用(非法定義務者の場合は1人以上の障害者雇用)がある					3	※入札書提出日時点で雇用している障害者数を対象とする。	
②上記①以外					0			
(6) 障害者就労施設等からの物品等の購入	県内の障害者就労施設等からの物品等の購入について評価							
	①年20万円以上の購入実績がある					1	※入札書提出日から過去1年間の実績を対象とする。	
②上記①以外					0			
小 計								
合 計						※合計点は最高100点とする		
※・業者番号の欄には入札参加資格認定通知書における業者番号を記載すること。 ・書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。 ① 申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。 ② 申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。(申告点数の修正は行わない。) ・当該様式の提出がない場合は失格とする。 ・申告点数が記載されていない(内容が確認できない場合を含む。)場合は、その記載されていない申告点数については0点(マイナス評価がある場合は最も低い評価点)に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった(記載されていない場合等を含む。)場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。 ・評価内容ごとの申告点数は、小数点以下第2位を切り捨て、小数第1位止めとする。 ・過去3年間の和歌山県発注の土木関係建設コンサルタント業務での業務成績の平均点は小数第1位を切り捨て整数止めとする。 ・配置予定技術者・企業の業務実績及び業務成績は契約額100万円以上の業務実績を評価の対象とする。 ・所属企業が異なる業務実績は評価の対象としない。 ・入札書提出日時点で雇用期間が3ヶ月未満の技術者は評価の対象としない。 【業務場所が県内一円の場合】 ・本業務については、「業務箇所と同一の建設部管内」を「県内」と読み替えるものとする。								

※ 評価項目・配点については、案件ごとに定めるものとする。

(提案様式2)

業務の実施方針

業者名：

業務の実施方針（業務の目的、内容）								
・業務を実施する目的、内容について、具体的かつ簡潔に記載すること。								
業務の実施方針（適用基準）								
・業務の適用基準名（使用する主な基準(図書)名）について、記載すること。								
業務の実施方針（品質確保の取り組み）								
・照査の目的、手法について、具体的かつ簡潔に記載すること。								
業務フロー								
・業務実施手順を示す業務フローについて、具体的かつ簡潔に記載すること。								
工程計画								
検討項目	業務工程							備考
	月	月	月	月	月	月	月	
・業務量の把握状況を示す工程計画について、記載すること。								

※業務の実施方針について、記載のない場合、又は適正でない場合は失格とすることがある。

※提出者及び協力を求める学識経験者等を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名等）を記載してはならない。

※提案については提案様式2（A4サイズ片面）3枚以内（業務の目的、内容、適用基準、品質確保の取り組みを併せて1枚以内、業務フローで1枚以内、工程計画で1枚以内）とし、フォントサイズは10.5ポイント以上とする。規定を越える枚数を提出した場合は評価の対象としない。

(提案様式3)

評価テーマに関する技術提案

業者名： _____

評価テーマ	〇〇〇〇〇〇〇についての提案
地形、環境、地域特性等	<p>・当業務に関する地形、環境、地域特性等の把握度により評価する。</p>
着目点、問題点、解決方法 提案内容の説得力	<p>・当業務の履行に際しての着目点、問題点、解決方法等の提案内容及びその説得力により評価する。</p> <p>〇 着目点、問題点、解決方法等の提案は、提案毎に「着目点」、「問題点」、「解決方法等」を全て記載し、提案数は最大3提案までとする。</p> <p>〇 4提案以上の提案があった場合は提案順に初めの3提案のみを評価の対象とする。</p>
提案内容の類似実績	<p>・提案内容を裏付ける類似実績により評価する。 記載する類似実績は1提案につき1件までとし、類似実績を証明するテクリスを添付すること。 (テクリスにより提案内容が判明しにくい場合は、補足説明を参考資料等へ記載すること。) テクリス及び参考資料等から提案内容を裏付ける類似実績かどうか確認できない場合は評価しない。 4件以上の記載があった場合は記載順に初めの3件のみを評価の対象とする。</p>
代替案・その他提案	<p>・代替案・その他提案内容の有益性により評価する。</p>

※評価テーマに関する技術提案の作成については、本様式（A4サイズ片面）1枚以内、フォントサイズは10.5ポイント以上とし、具体的かつ簡潔に記載すること。
(記載のない場合、又は適正でない場合は失格とすることがある。)

※参考資料については、様式自由（A4サイズ片面）1枚以内、参考資料に記載する内容は、提案様式に記載された提案内容の補足説明とし、参考資料のみに記載された提案は評価の対象としない。

※提案様式3及び参考資料それぞれについて、規定を越える枚数での提出と判断できる場合は、提案様式3を含めた提出順に1枚目を提案様式3、2枚目以降を参考資料と判断し、評価する。

※技術提案（評価不可と判断されたものを除く）は全て履行義務を負うものとする。

※提出者及び協力を求める学識経験者等を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名等）を記載してはならない。

総合評価方式（委託業務） 落札者決定基準（案） 標準型 I（土木関係）

所属課室名： _____ 課 _____

業務名	〇〇年度 〇〇第〇〇号-〇	〇〇業務
業務場所	〇〇地内	
予定価格	10,000,000 円（税抜き）	
業務概要	延長 〇〇 m 幅員 〇. 〇〇 m（〇. 〇〇） m 〇〇概略設計 〇〇 m	
各評価項目の選定理由		

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考	
技術提案	(1) 業務の実施方針	目的及び適用基準の理解度、品質確保の取り組み、業務フロー、工程計画の妥当性により評価	30	/50	※業務の実施方針(15点)、業務フロー(8点)、工程計画(7点) ※提案案に着目点、問題点、解決方法を全て記載し、提案数は最大3提案までとする。 ※4提案以上の提案があった場合は提案順に初めの3提案のみを評価の対象とする。	
	(2) 評価テーマに関する技術提案	的確性	与条件の把握度により評価（地形・環境・地域特性等）			20
		実現性	着目点、問題点、解決方法等の提案内容※及びその説得力により評価			
		独創性	類似実績の有無等により評価 代替案・その他提案内容の有益性により評価			
小 計				/50		
配置予定技術者・企業の能力	(1) 保有資格	配置予定技術者（主任技術者）の保有する資格により評価		/6	※技術士、RCMは「入札に参加する者に必要な資格に関する事項」における設定部門及び選択科目並びに専門技術部門、土木学会認定技術者は下記の分野を評価の対象とする。 ・特級上級、上級（3-A）又は一級技術者（3-A） 〇〇分野【発注案件に応じて設定】 ・上級（3-B）又は一級技術者（3-B） △△分野【発注案件に応じて設定】	
		①技術士	6			
		②RCM 土木学会認定技術者（特別上級、上級又は一級技術者） 【〇〇士（コンサル診断士等、案件に応じて設定）】	3			
		③上記①②以外	0			
	(2) 継続教育（CPD）の取り組み	配置予定技術者（主任技術者）のCPD取得単位により評価		/6	※目標単位（必要水準）： 日本技術士会（年50単位・3年150単位） 建設コンサルタンツ協会（年50単位） 土木学会（年50単位）	
		①団体目標単位（必要水準）以上の取得がある	6			
		②団体目標単位（必要水準）の半数以上の取得がある	3			
	(3) 同種業務の実績	配置予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の同種業務での、主任（管理）技術者としての実績を評価		/8	※同種業務とは〇〇業務【道路予備、橋梁予備、トンネル詳細、橋梁詳細設計業務等とし、発注案件に応じて設定する】とする。 ※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
		①同種業務の実績が2件以上ある	8			
		②同種業務の実績がある	4			
(4) 業務成績（技術者）	配置予定技術者（主任技術者）の過去3年間の和歌山県発注の土木関係建設コンサルタント業務での、主任技術者としての業務成績の平均点により評価		/6	※①②の技術点は、実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。		
	①75点以上	6				
	②60点以上～75点未満 6.0×（平均点-60.0）/15	6～0				
(5) 業務成績（企業）	企業の過去3年間の和歌山県発注の土木関係建設コンサルタント業務での業務成績の平均点により評価		/4	※①②の技術点は、実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。		
	①75点以上	4				
	②60点以上～75点未満 4.0×（平均点-60.0）/15	4～0				
小 計				/30		
地域貢献	(1) 建設部管内での業務実績	配置予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の和歌山県内の土木関係建設コンサルタント業務での、主任（管理）技術者としての実績を評価		/5	※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
		①業務箇所と同一の建設部管内における業務実績が5件以上ある	5			
		②業務箇所と同一の建設部管内における業務実績がある	2.5			
		③上記①②以外	0			
	(2) 技術者の居住地	配置予定技術者（主任技術者）の居住地について評価		/5	※入札書提出日から過去1年以上継続して居住している住所を評価する。（住民票等で確認） 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する。	
		①業務箇所と同一の建設部管内に居住している	5			
		②県内に居住している	2.5			
	(3) 本店の有無	住所又は本店の所在地について評価		/5	※入札書提出日から過去3年以上継続して営業している住所又は本店について評価する。（商業登記抄本で確認） 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する。	
		①業務箇所と同一の建設部管内に住所又は本店を有する	5			
		②県内に住所又は本店を有する	2.5			
(4) 大規模災害時の協定締結	大規模災害時の協定への参加について評価		/5	※和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との協定における緊急連絡体制表への記載の有無により確認する。		
	①協定へ参加している	5				
(5) 障害者雇用への取り組み	障害者雇用への取り組みについて評価		/3	※入札書提出日時点で雇用している障害者数を対象とする。		
	①法定雇用障害者数を超える雇用（非法定義務者の場合は1人以上の障害者雇用）がある	3				
(6) 障害者就労施設等からの物品等の購入	県内の障害者就労施設等からの物品等の購入について評価		/1	※入札書提出日から過去1年間の実績を対象とする。		
	①年20万円以上の購入実績がある	1				
小 計				/24		
合 計				/104	※合計点は最高100点とする	

技術評価点	／100点
価格評価点	／100点
評価値	／200点

※・評価内容ごとの得点は、小数点以下第2位を切り捨て、小数第1位止めとする。
 ・評価値は価格評価点と技術評価点の合計点とする。
 ・価格評価点の算出方法は、次の方法による。
 $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$ 小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。
 ・評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。
 ・過去3年間の和歌山県発注の土木関係建設コンサルタント業務での業務成績の平均点は小数第1位を切り捨て整数止めとする。
 ・配置予定技術者・企業の業務実績及び業務成績は契約額100万円以上の業務実績を評価の対象とする。
 ・所属企業が異なる業務実績は評価の対象としない。
 ・入札書提出日時点で雇用期間が3ヶ月未満の技術者は評価の対象としない。
 【業務場所が県内一円の場合】
 ・本業務については、「業務箇所と同一の建設部管内」を「県内」と読み替えるものとする。
 ※ 評価項目・配点については、案件ごとに定めるものとする。

〇〇〇〇業務における評価項目資料

<p>■評価テーマに関する 技術提案</p>	<p>(1) 〇〇〇〇〇〇〇についての提案 設定理由:</p>
----------------------------	-------------------------------------

総合評価方式（委託業務） 落札者決定基準（案） 標準型Ⅱ（土木関係）

所属課室名： 課

業務名	〇〇年度 〇〇第〇〇号-〇	〇〇業務
業務場所	〇〇地内	
予定価格	10,000,000 円（税抜き）	
業務概要	延長 〇〇 m 幅員 〇. 〇〇m (〇. 〇〇) m 〇〇概略設計 〇〇m	
各評価項目の選定理由		

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考	
技術評価点	技術提案	(1) 業務の実施方針	目的及び適用基準の理解度、品質確保の取り組み、業務フロー、工程計画の妥当性により評価	30	/30	※業務の実施方針(15点)、業務フロー(8点)、工程計画(7点)
		小計				/30
	(1) 保有資格	配置予定技術者（主任技術者）の保有する資格により評価			10	※技術士、RCCMは「入札に参加する者に必要な資格に関する事項」における設定部門及び選択科目並びに専門技術部門、土木学会認定技術者は下記分野を評価の対象とする。 ・特別上級、上級（G-A）又は一級技術者（G-A） ・〇〇分野【発注案件に応じて設定】 ・上級（G-B）又は一級技術者（G-B） ・△△分野【発注案件に応じて設定】
		①技術士				
		②RCCM 土木学会認定技術者（特別上級、上級又は一級技術者） 【〇〇土（コンサル診断士等、案件に応じて設定）】		5	/10	
		③上記①②以外		0		
		配置予定技術者（主任技術者）のCPD取得単位により評価			10	※目標単位（必要水準）： 日本技術士会（年50単位～3年+50単位） 建設コンサルタンツ協会（年50単位） 土木学会（年50単位）
	①団体目標単位（必要水準）以上の取得がある		10			
	②団体目標単位（必要水準）の半数以上の取得がある		5	/10		
	(2) 継続教育（CPD）の取り組み		③上記①②以外	0		
	(3) 同種業務の実績	配置予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の同種業務での、主任（管理）技術者としての実績を評価			14	※同種業務とは〇〇業務【道路予備、橋梁予備、トンネル詳細、橋梁詳細設計業務等とし、発注案件に応じて設定する】とする。 ※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
		①同種業務の実績が2件以上ある		14		
		②同種業務の実績がある		7	/14	
		③上記①②以外		0		
		配置予定技術者（主任技術者）の過去3年間の和歌山県発注の土木関係建設コンサルタント業務での、主任技術者としての業務成績の平均点により評価			10	※①②の技術点は、実績が1件のみ場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
①75点以上		10				
②60点以上～75点未満	10.0 × (平均点-60.0) / 15	10～0	/10			
(4) 業務成績（技術者）	企業の過去3年間の和歌山県発注の土木関係建設コンサルタント業務での業務成績の平均点により評価			6	※①②の技術点は、実績が1件のみ場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
	①75点以上		6			
	②60点以上～75点未満	6.0 × (平均点-60.0) / 15	6～0	/6		
	③60点未満		-6			
	小計				/50	
地域貢献	(1) 建設部管内での業務実績	配置予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の和歌山県内の土木関係建設コンサルタント業務での、主任（管理）技術者としての実績を評価			5	※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
		①業務箇所と同一の建設部管内における業務実績が5件以上ある		5		
		②業務箇所と同一の建設部管内における業務実績がある		2.5	/5	
	③上記①②以外		0			
	(2) 技術者の居住地	配置予定技術者（主任技術者）の居住地について評価			5	※入札書提出日から過去1年以上継続して居住している住所を評価する。（住民票等で確認） 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する。
		①業務箇所と同一の建設部管内に居住している		5		
		②県内に居住している		2.5	/5	
	③上記①②以外		0			
	(3) 本店の有無	住所又は本店の所在地について評価			5	※入札書提出日から過去3年以上継続して営業している住所又は本店について評価する。（商業登記抄本で確認） 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する。
		①業務箇所と同一の建設部管内に住所又は本店を有する		5		
②県内に住所又は本店を有する			2.5	/5		
③上記①②以外		0				
(4) 大規模災害時の協定締結	大規模災害時の協定への参加について評価			5	※和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との協定における緊急連絡体制表への記載の有無により確認する。	
	①協定へ参加している		5			
②なし		0	/5			
(5) 障害者雇用への取り組み	障害者雇用への取り組みについて評価			3	※入札書提出日時点で雇用している障害者数を対象とする。	
	①法定雇用障害者数を超過する雇用（非法定義務者の場合は1人以上の障害者雇用）がある		3			
②上記①以外		0	/3			
(6) 障害者就労施設等からの物品等の購入	県内の障害者就労施設等からの物品等の購入について評価			1	※入札書提出日から過去1年間の実績を対象とする。	
	①年20万円以上の購入実績がある		1			
②上記①以外		0	/1			
小計				/24		
合計				/104	※合計点は最高100点とする	

技術評価点	／100点
価格評価点	／100点
評価値	／200点

- ※ 評価内容ごとの得点は、小数点以下第2位を切り捨て、小数第1位止めとする。
- ・ 評価値は価格評価点と技術評価点の合計点とする。
- ・ 価格評価点の算出方法は、次の方法による。
100 × (1 - 入札価格 / 予定価格) 小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。
- ・ 評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。
- ・ 過去3年間の和歌山県発注の土木関係建設コンサルタント業務での業務成績の平均点は小数第1位を切り捨て整数止めとする。
- ・ 配置予定技術者、企業の業務実績及び業務成績は契約額100万円以上の業務実績を評価の対象とする。
- ・ 所属企業が異なる業務実績は評価の対象としない。
- ・ 入札書提出日時点で雇用期間が3ヶ月未満の技術者は評価の対象としない。
- 【業務場所が県内一円の場合】
- ・ 本業務については、「業務箇所と同一の建設部管内」を「県内」と読み替えるものとする。

※ 評価項目・配点については、案件ごとに定めるものとする。

10. 建築関係建設コンサルタント業務における総合評価落札方式

落札者決定基準の標準例は表-5及び表-6のとおりとし、表-5は当該業務の実施方針と併せて、評価テーマに関する技術提案を求めることによって、品質向上を期待できる業務に用いる。表-6は当該業務の実施方針のみで品質向上を期待できる業務に用いるものとする。

表-5

標準型I-A（建築関係）基本設計を含む新築設計の場合に適用 落札者決定基準（案）

標準型I-A（建築関係）							
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考		
技術提案	(1) 外觀デザイン	提案された外部デザインについて評価		15	/70	※業務の理解度・取組意欲(10点)、取組体制・設計(監理)チームの特長(5.4点)、特に重視する設計(監理)上の配慮事項等(4.6点)	
	(2) 内観デザイン	提案された内部デザインについて評価		15			
	(3) 建設費の縮減	予定建設費の縮減について評価		5			
	(4) 業務の実施方針	業務の理解度、取組意欲、取組体制、設計(監理)チームの特長、特に重視する設計(監理)上の配慮事項等について評価		20			
	(5) 評価テーマに関する技術提案		的確性	与条件の把握度により評価(施設特性、周辺環境等)			15
実現性			着目点、問題点、解決方法等の提案内容 [※] 及びその説得力により評価				
類似実績の有無等により評価							
独創性			独自案・その他提案内容の有益性により評価				
小計				/70			
技術評価点	(1) 保有資格	配置予定技術者の保有する資格により評価		/4	※電気設備担当技術者の技術士は、電気・電子、建設又は総合技術監理部門(電気・電子又は建設部門)に対して評価する。 ※機械設備担当技術者の技術士は、機械(流体工学又は熱工学)、上下水道、衛生工学、又は総合技術監理部門(流体工学・熱工学・上下水道・衛生工学)について評価する。		
		総合主任担当技術者	①一級建築士 1.6 ②二級建築士 0.8 ③木造建築士 0.4 ④上記①②③以外 0				
		構造主任担当技術者	①構造設計一級建築士 0.8 ②一級建築士 0.4 ③二級建築士 0.2 ④上記①②③以外 0				
		電気設備主任担当技術者	①設備設計一級建築士、技術士 0.8 ②建築設備士、一級建築士 0.4 ③一級電気工事施工管理技術士 0.2 ④上記①②③以外 0				
		機械設備主任担当技術者	①設備設計一級建築士、技術士 0.8 ②建築設備士、一級建築士 0.4 ③一級管工事施工管理技術士 0.2 ④上記①②③以外 0				
	(2) 継続教育(CPD)の取り組み	配置予定技術者のCPD取得単位により評価		/4	※(公計)建築技術教育普及センターを事務局とする建築CPD運営会議の発行する国土交通省大臣官房官庁官制部指定の証明書における取得単位を評価する。下記aからcに示す取得単位の合計とする。 a. 建築業務関係特別認定講習会については、認定時間に3を乗じた値を取得単位とする。 b. a.以外の特別認定講習会については、認定時間に2を乗じた値を取得単位とする。 c. 一般認定プログラムについては、認定時間を取得単位とする。		
		主任技術者	①4.0単位以上 0.8 ②2.0単位以上4.0単位未満 0.4 ③1.0単位以上2.0単位未満 0.2 ④1.0単位未満 0				
		総合主任担当技術者	①4.0単位以上 0.8 ②2.0単位以上4.0単位未満 0.4 ③1.0単位以上2.0単位未満 0.2 ④1.0単位未満 0				
		構造主任担当技術者	①4.0単位以上 0.8 ②2.0単位以上4.0単位未満 0.4 ③1.0単位以上2.0単位未満 0.2 ④1.0単位未満 0				
		電気設備主任担当技術者	①4.0単位以上 0.8 ②2.0単位以上4.0単位未満 0.4 ③1.0単位以上2.0単位未満 0.2 ④1.0単位未満 0				
		機械設備主任担当技術者	①4.0単位以上 0.8 ②2.0単位以上4.0単位未満 0.4 ③1.0単位以上2.0単位未満 0.2 ④1.0単位未満 0				
		(3) 同種及び類似業務の実績	配置予定技術者の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の同種又は類似業務での、主任技術者、各分野の主任担当技術者としての実績を評価				/5
主任技術者			①同種業務の実績がある 2.2 ②類似業務の実績がある 1.1 ③上記①②以外 0				
総合主任担当技術者			①同種業務の実績がある 1.6 ②類似業務の実績がある 0.8 ③上記①②以外 0				
構造主任担当技術者			①同種業務の実績がある 0.4 ②類似業務の実績がある 0.2 ③上記①②以外 0				
電気設備主任担当技術者	①同種業務の実績がある 0.4 ②類似業務の実績がある 0.2 ③上記①②以外 0						
機械設備主任担当技術者	①同種業務の実績がある 0.4 ②類似業務の実績がある 0.2 ③上記①②以外 0						
(4) 業務成績(技術者)	配置予定技術者(主任技術者)の過去3年間の和歌山県発注の建築設計・監理業務での、主任技術者としての業務成績の平均点により評価			/4	※①②の技術点は、実績が1件のみ場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。		
	①75点以上 4						
	②60点以上~75点未満 4.0×(平均点-60.0)/15	4~0					
(5) 業務成績(企業)	企業の過去3年間の和歌山県発注の建築設計・監理業務での業務成績の平均点により評価		/3	※①②の技術点は、実績が1件のみ場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。			
	①75点以上 3						
	②60点以上~75点未満 3.0×(平均点-60.0)/15	3~0					
	③60点未満 -3						
小計				/20			

技術評価点	地域貢献	(1) 建設部署内での業務実績	配置予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の和歌山県内の建築設計・監理業務での、主任技術者としての実績を評価 ①業務箇所と同一の建設部署内における業務実績が5件以上ある ②業務箇所と同一の建設部署内における業務実績がある ③上記①②以外	2 1 0	/2	※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
		(2) 技術者の居住地	配置予定技術者（主任技術者）の居住地について評価 ①業務箇所と同一の建設部署内に居住している ②県内に居住している ③上記①②以外	2 1 0	/2	※入札書提出日から過去1年以上継続して居住している住所を対象とする。（住民票等で確認） 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する
		(3) 本店の有無	住所又は本店の所在地について評価 ①業務箇所と同一の建設部署内に住所又は本店を有する ②県内に住所又は本店を有する ③上記①②以外	2 1 0	/2	※入札書提出日から過去3年以上継続して営業している住所又は本店について評価する。（商業登記抄本又は建築士事務所登録で確認） 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する
		(4) 大規模災害時の協定締結	大規模災害時の協定への参加について評価 ①協定へ参加している ②なし	2 0	/2	※和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との協定における緊急連絡体制表への記載の有無により評価する。
		(5) 障害者雇用への取り組み	障害者雇用への取り組みについて評価 ①法定雇用障害者数を超える雇用（非法定義務者の場合は1人以上の障害者雇用）がある ②上記①以外	1.5 0	/1.5	※入札書提出日時点で雇用している障害者数を対象とする。
		(6) 障害者就労施設等からの物品等の購入	県内の障害者就労施設等からの物品等の購入について評価 ①年20万円以上の購入実績がある ②上記①以外	0.5 0	/0.5	※入札書提出日から過去1年間の実績を対象とする。
		小計			0	/10
合計				/100		
技術評価点	／100点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価項目・配点については、案件ごとに定めるものとする。 ・ 評価内容ごとの得点は、小数点以下第2位を切り捨て、小数第1位止めとする。 ・ 評価値は価格評価点と技術評価点の合計点とする。 ・ 価格評価点の算出方法は、次の方法による。 50 × (1 - 入札価格 / 予定価格) 小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 ・ 評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 ・ 過去3年間の和歌山県発注の建築設計・工事監理業務での業務実績の平均点は小数第1位を切り捨て整数止めとする。 ・ 配置予定技術者・企業の業務実績及び業務成績は契約額100万円以上の業務実績を評価の対象とする。 ・ 入札書提出日時点で雇用期間が3ヶ月未満の主任技術者及び総合主任担当技術者は評価の対象としない。 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業務については、「建設部署内」を「県内」と読み替えるものとする。 				
価格評価点	／50点					
評価値	／150点	<p>【共同で応札がある場合】</p> <p>※共同で応札の場合においては、次のとおりとする。</p> <p>評価項目のうち、配置予定技術者・企業の能力の(5)は代表者を評価の対象とする。</p> <p>評価項目のうち、地域貢献の(1)、(2)及び(5)は代表者を評価の対象とする。</p> <p>評価項目のうち、地域貢献の(3)、(4)及び(6)は、代表者又は代表者以外の構成員を評価の対象とする。</p>				

標準型 I-B (建築関係) I-A 以外の場合に適用

落札者決定基準 (案)

標準型 I-B (建築関係)						
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考	
技術提案	(1) 業務の実施方針	業務の理解度、取組意欲、取組体制、設計 (監理) チームの特長、特に重視する設計 (監理) 上の配慮事項等について評価		30	/50 ※業務の理解度・取組意欲(15点)、取組体制・設計 (監理) チームの特長(8点)、特に重視する設計 (監理) 上の配慮事項等(7点) ※提案毎に着目点、問題点、解決方法を全て記載し、提案数は最大3提案までとする。 ※4提案以上の提案があった場合は提案順に初めの3提案のみを評価する。	
	(2) 評価テーマに関する技術提案	的確性	与条件の把握度により評価 (施設特性、周辺環境等)	20		
		実現性	着目点、問題点、解決方法等の提案内容 [※] 及びその説得力により評価			
		独創性	類似実績の有無等により評価			
小計				/50		
技術評価点	(1) 保有資格	配置予定技術者の保有する資格により評価			/6 ※電気設備担当技術者の技術士は、電気・電子、建設又は総合技術監理部門 (電気・電子又は建設部門) に対して評価する。 ※機械設備担当技術者の技術士は、機械 (流体工学又は熱工学)、上下水道、衛生工学、又は総合技術監理部門 (流体工学・熱工学・上下水道・衛生工学) について評価する。	
		総合主任担当技術者	①一級建築士	2.4		
			②二級建築士	1.2		
			③木造建築士	0.6		
			④上記①②③以外	0		
	構造主任担当技術者	①構造設計一級建築士	1.2			
		②一級建築士	0.6			
		③二級建築士	0.3			
		④上記①②③以外	0			
	電気設備主任担当技術者	①設備設計一級建築士、技術士	1.2			
		②建築設備士、一級建築士	0.6			
		③一級電気工事施工管理技術士	0.3			
④上記①②③以外		0				
機械設備主任担当技術者	①設備設計一級建築士、技術士	1.2				
	②建築設備士、一級建築士	0.6				
	③一級管工事施工管理技術士	0.3				
	④上記①②③以外	0				
(2) 継続教育 (CPD) の取り組み	配置予定技術者のCPD取得単位により評価			/6 ※ (公財) 建築技術教育普及センターを事務局とする建築CPD運営会議の発行する国土交通省大臣官房官庁官庁管理指定の証明書における取得単位を評価する。下記aからcに示す取得単位の合計とする。 a. 官籍業務関係特別認定講習会については、認定時間に3を乗じた値を取得単位とする。 b. a. 以外の特別認定講習会については、認定時間に2を乗じた値を取得単位とする。 c. 一般認定プログラムについては、認定時間を取得単位とする。		
	主任技術者	①40単位以上	1.2			
		②20単位以上40単位未満	0.6			
		③10単位以上20単位未満	0.3			
		④10単位未満	0			
	総合主任担当技術者	①40単位以上	1.2			
		②20単位以上40単位未満	0.6			
		③10単位以上20単位未満	0.3			
		④10単位未満	0			
	構造主任担当技術者	①40単位以上	1.2			
		②20単位以上40単位未満	0.6			
③10単位以上20単位未満		0.3				
④10単位未満		0				
電気設備主任担当技術者	①40単位以上	1.2				
	②20単位以上40単位未満	0.6				
	③10単位以上20単位未満	0.3				
	④10単位未満	0				
機械設備主任担当技術者	①40単位以上	1.2				
	②20単位以上40単位未満	0.6				
	③10単位以上20単位未満	0.3				
	④10単位未満	0				
(3) 同種及び類似業務の実績	配置予定技術者の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の同種又は類似業務での、主任技術者、各分野の主任担当技術者としての実績を評価			/8 ※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。		
	主任技術者	①同種業務の実績がある	3.2			
		②類似業務の実績がある	1.6			
		③上記①②以外	0			
	総合主任担当技術者	①同種業務の実績がある	2.4			
		②類似業務の実績がある	1.2			
		③上記①②以外	0			
	構造主任担当技術者	①同種業務の実績がある	0.8			
		②類似業務の実績がある	0.4			
		③上記①②以外	0			
電気設備主任担当技術者	①同種業務の実績がある	0.8				
	②類似業務の実績がある	0.4				
	③上記①②以外	0				
機械設備主任担当技術者	①同種業務の実績がある	0.8				
	②類似業務の実績がある	0.4				
	③上記①②以外	0				
(4) 業務成績 (技術者)	配置予定技術者 (主任技術者) の過去3年間の和歌山県発注の建築設計・監理業務での、主任技術者としての業務成績の平均点により評価			/6 ※①②の技術点は、実績が1件のみ場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。		
	①75点以上	6				
	②60点以上～75点未満	6.0×(平均点-60.0)/15				
(5) 業務成績 (企業)	企業の過去3年間の和歌山県発注の建築設計・監理業務での業務成績の平均点により評価			/4 ※①②の技術点は、実績が1件のみ場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。		
	①75点以上	4				
	②60点以上～75点未満	4.0×(平均点-60.0)/15				
小計				/30		

技術評価点	地域貢献	(1) 建設部管内での業務実績	配置予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の和歌山県内の建築設計・監理業務での、主任技術者としての実績を評価 ①業務箇所と同一の建設部管内における業務実績が5件以上ある ②業務箇所と同一の建設部管内における業務実績がある ③上記①②以外	5 2.5 0	/5	※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
		(2) 技術者の居住地	配置予定技術者（主任技術者）の居住地について評価 ①業務箇所と同一の建設部管内に居住している ②県内に居住している ③上記①②以外	5 2.5 0	/5	※入札書提出日から過去1年以上継続して居住している住所を対象とする。（住民票等で確認） 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する。
		(3) 本店の有無	住所又は本店の所在地について評価 ①業務箇所と同一の建設部管内に住所又は本店を有する ②県内に住所又は本店を有する ③上記①②以外	5 2.5 0	/5	※入札書提出日から過去3年以上継続して営業している住所又は本店について評価する。（商業登記簿本又は建築士事務所登録で確認） 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する。
		(4) 大規模災害時の協定締結	大規模災害時の協定への参加について評価 ①協定へ参加している ②なし	5 0	/5	※和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との協定における緊急連絡体制表への記載の有無により評価する。
		(5) 障害者雇用への取り組み	障害者雇用への取り組みについて評価 ①法定雇用障害者数を超える雇用（非法定義務者の場合は1人以上の障害者雇用）がある ②上記①以外	3 0	/3	※入札書提出日時点で雇用している障害者数を対象とする。
		(6) 障害者就労施設等からの物品等の購入	県内の障害者就労施設等からの物品等の購入について評価 ①年20万円以上の購入実績がある ②上記①以外	1 0	/1	※入札書提出日から過去1年間の実績を対象とする。
		小計				/24
合計				/104	※合計点は最高100点とする	
技術評価点	／100点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価項目・配点については、案件ごとに定めるものとする。 ・ 評価内容ごとの得点は、小数点以下第2位を切り捨て、小数第1位止めとする。 ・ 評価値は価格評価点と技術評価点の合計点とする。 ・ 価格評価点の算出方法は、次の方法による。 $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$ 小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 ・ 評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 ・ 過去3年間の和歌山県発注の建築設計・工事監理業務での業務成績の平均点は小数第1位を切り捨て整数止めとする。 ・ 配置予定技術者・企業の業務実績及び業務成績は契約額100万円以上の業務実績を評価の対象とする。 ・ 入札書提出日時点で雇用期間が3ヶ月未満の主任技術者及び総合主任担当技術者は評価の対象としない。 <p>【業務場所が県内一円の場合】 →本業務については、「建設部管内」を「県内」と読み替えるものとする。</p>				
価格評価点	／100点					
評価値	／200点	<p>【共同体で応札がある場合】 ※共同体で応札の場合においては、次のおりとする。 評価項目のうち、配置予定技術者・企業の能力の(5)は代表者を評価の対象とする。 評価項目のうち、地域貢献の(1)、(2)及び(5)は代表者を評価の対象とする。 評価項目のうち、地域貢献の(3)、(4)及び(6)は、代表者又は代表者以外の構成員を評価の対象とする。</p>				

表-6

標準型Ⅱ-A（建築関係）基本設計を含む新築設計の場合に適用
落札者決定基準（案）

標準型Ⅱ-A（建築関係）						
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考	
技術提案	(1) 外観デザイン	提案された外部デザインについて評価		20	/60	
	(2) 内観デザイン	提案された内部デザインについて評価		20		
	(3) 建設費の縮減	予定建設費の縮減について評価		5		
	(4) 業務の実施方針	業務の理解度、取組意欲、取組体制、設計（監理）チームの特長、特に重視する設計（監理）上の配慮事項等について評価		15		
	小 計					
技術評価点	(1) 保有資格	配置予定技術者の保有する資格により評価			/6	※電気設備担当技術者の技術士は、電気・電子、建設又は総合技術監理部門（電気・電子又は建設部門）に対して評価する。 ※機械設備担当技術者の技術士は、機械（流体力学又は流体力学）、上下水道、衛生工学、又は総合技術監理部門（流体力学・熱工学・上下水道・衛生工学）について評価する。
		総合主任担当技術者	①一級建築士	2.4		
			②二級建築士	1.2		
			③木造建築士	0.6		
			④上記①②③以外	0		
		構造主任担当技術者	①構造設計一級建築士	1.2		
			②一級建築士	0.6		
			③二級建築士	0.3		
			④上記①②③以外	0		
		電気設備主任担当技術者	①設備設計一級建築士、技術士	1.2		
			②建築設備士、一級建築士	0.6		
			③一級電気工事施工管理技士	0.3		
			④上記①②③以外	0		
		機械設備主任担当技術者	①設備設計一級建築士、技術士	1.2		
			②建築設備士、一級建築士	0.6		
		③一級管工事施工管理技士	0.3			
		④上記①②③以外	0			
	(2) 継続教育（CPD）の取り組み	配置予定技術者のCPD取得単位により評価			/6	※（公財）建築技術教育普及センターを事務局とする建築OPD運営会議の発行する国土交通省大臣官房官庁官庁種別指定の証明書における取得単位を評価する。下記aからcに示す取得単位の合計とする。 a. 宮城県関係特別認定講習会については、認定時間に3を乗じた値を取得単位とする。 b. a以外の特別認定講習会については、認定時間に2を乗じた値を取得単位とする。 c. 一般認定プログラムについては、認定時間を取得単位とする。
		主任技術者	①40単位以上	1.2		
			②20単位以上40単位未満	0.6		
		③10単位以上20単位未満	0.3			
		④10単位未満	0			
総合主任担当技術者		①40単位以上	1.2			
		②20単位以上40単位未満	0.6			
		③10単位以上20単位未満	0.3			
		④10単位未満	0			
構造主任担当技術者		①40単位以上	1.2			
		②20単位以上40単位未満	0.6			
		③10単位以上20単位未満	0.3			
		④10単位未満	0			
電気設備主任担当技術者		①40単位以上	1.2			
		②20単位以上40単位未満	0.6			
	③10単位以上20単位未満	0.3				
	④10単位未満	0				
(3) 同種及び類似業務の実績	配置予定技術者の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の同種又は類似業務での、主任技術者、各分野の主任担当技術者としての実績を評価			/8	※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ月前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
	主任技術者	①同種業務の実績がある	3.2			
		②類似業務の実績がある	1.6			
		③上記①②以外	0			
	総合主任担当技術者	①同種業務の実績がある	2.4			
		②類似業務の実績がある	1.2			
		③上記①②以外	0			
	構造主任担当技術者	①同種業務の実績がある	0.8			
		②類似業務の実績がある	0.4			
		③上記①②以外	0			
	電気設備主任担当技術者	①同種業務の実績がある	0.8			
		②類似業務の実績がある	0.4			
		③上記①②以外	0			
	機械設備主任担当技術者	①同種業務の実績がある	0.8			
		②類似業務の実績がある	0.4			
	③上記①②以外	0				
(4) 業務成績（技術者）	配置予定技術者（主任技術者）の過去3年間の和歌山県発注の建築設計・監理業務での、主任技術者としての業務成績の平均点により評価			/6	※①②の技術点は、実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ月前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
	①75点以上		6			
	②60点以上～75点未満	6.0×（平均点-60.0）/15	6～0			
	③60点未満		-6			
(5) 業務成績（企業）	企業の過去3年間の和歌山県発注の建築設計・監理業務での業務成績の平均点により評価			/4	※①②の技術点は、実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ月前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
	①75点以上		4			
	②60点以上～75点未満	4.0×（平均点-60.0）/15	4～0			
	③60点未満		-4			
小 計				/30		

技術評価点	地域貢献	(1) 建設部管内での業務実績	配置予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の和歌山県内の建築設計・監理業務での、主任技術者としての実績を評価 ①業務箇所と同一の建設部管内における業務実績が5件以上ある ②業務箇所と同一の建設部管内における業務実績がある ③上記①②以外	2 1 0	/2	※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
		(2) 技術者の居住地	配置予定技術者（主任技術者）の居住地について評価 ①業務箇所と同一の建設部管内に居住している ②県内に居住している ③上記①②以外	2 1 0	/2	※入札書提出日から過去1年以上継続して居住している住所を対象とする。（住民票等で確認） 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業務については、①優先して③により評価する。
		(3) 本店の有無	住所又は本店の所在地について評価 ①業務箇所と同一の建設部管内に住所又は本店を有する ②県内に住所又は本店を有する ③上記①②以外	2 1 0	/2	※入札書提出日から過去3年以上継続して営業している住所又は本店について評価する。（商業登記抄本又は建築士事務所登録で確認） 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業務については、①優先して③により評価する。
		(4) 大規模災害時の協定締結	大規模災害時の協定への参加について評価 ①協定へ参加している ②なし	2 0	/2	※和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との協定における緊急連絡体制表への記載の有無により評価する。
		(5) 障害者雇用への取り組み	障害者雇用への取り組みについて評価 ①法定雇用障害者数を超える雇用（非法定義務者の場合は1人以上の障害者雇用）がある ②上記①以外	1.5 0	/1.5	※入札書提出日時点で雇用している障害者数を対象とする。
		(6) 障害者就労施設等からの物品等の購入	県内の障害者就労施設等からの物品等の購入について評価 ①年20万円以上の購入実績がある ②上記①以外	0.5 0	/0.5	※入札書提出日から過去1年間の実績を対象とする。
		小 計				/10
合 計				/100		
技術評価点	／100点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価項目・配点については、案件ごとに定めるものとする。 ・ 評価内容ごとの得点は、小数点以下第2位を切り捨て、小数第1位止めとする。 ・ 評価値は価格評価点と技術評価点の合計点とする。 ・ 価格評価点の算出方法は、次の方法による。 小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 50×(1-入札価格/予定価格) 小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 ・ 評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 ・ 過去3年間の和歌山県発注の建築設計・工事監理業務での業務実績の平均点は小数第1位を切り捨て整数止めとする。 ・ 配置予定技術者・企業の業務実績及び業務成績は契約額100万円以上の業務実績を評価の対象とする。 ・ 入札書提出日時点で雇用期間が3ヶ月未満の主任技術者及び総合主任担当技術者は評価の対象としない。 <p>【業務場所が県内一円の場合】 →本業務については、「建設部管内」を「県内」と読み替えるものとする。</p>				
価格評価点	／50点					
評価値	／150点	<p>【共同体で応札がある場合】 ※共同体で応札の場合においては、次のとおりとする。</p> <p>評価項目のうち、配置予定技術者・企業の能力の(5)は代表者を評価の対象とする。 評価項目のうち、地域貢献の(1)、(2)及び(5)は代表者を評価の対象とする。 評価項目のうち、地域貢献の(3)、(4)及び(6)は、代表者又は代表者以外の構成員を評価の対象とする。</p>				

標準型Ⅱ-B（建築関係）Ⅱ-A以外の場合に適用
落札者決定基準（案）

標準型Ⅱ-B（建築関係）						
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考	
技術提案	(1) 業務の実施方針	業務の理解度、取組意欲、取組体制、設計（監理）チームの特長、特に重視する設計（監理）上の配慮事項等について評価		30	/30	※業務の理解度・取組意欲(15点)、取組体制・設計（監理）チームの特長(8点)、特に重視する設計（監理）上の配慮事項等(7点)
	小 計				/30	
技術評価点	(1) 保有資格	配置予定技術者の保有する資格により評価			/10	※電気設備担当技術者の技術士は、電気・電子・建設又は総合技術監理部門（電気・電子又は建設部門）に対して評価する。 ※機械設備担当技術者の技術士は、機械（流体力学又は熱工学）、上下水道・衛生工学、又は総合技術監理部門（流体力学・熱工学・上下水道・衛生工学）について評価する。
		総合主任担当技術者	①一級建築士	4		
			②二級建築士	2		
			③木造建築士	1		
			④上記①②③以外	0		
		構造主任担当技術者	①構造設計一級建築士	2		
			②一級建築士	1		
			③二級建築士	0.5		
		電気設備主任担当技術者	④上記①②③以外	0		
			①設備設計一級建築士、技術士	2		
	②建築設備士、一級建築士		1			
	③一級電気工事施工管理技士		0.5			
	機械設備主任担当技術者	④上記①②③以外	0			
		①設備設計一級建築士、技術士	2			
②建築設備士、一級建築士		1				
③一級管工事施工管理技士		0.5				
(2) 継続教育（CPD）の取り組み	配置予定技術者のCPD取得単位により評価			/10	※（公財）建築技術教育普及センターを事務局とする建築CPD運営会議の発行する国土交通省大臣官房官庁営繕部指定の証明書における取得単位を評価する。下記aからcに示す取得単位の合計とする。 a. 当業務関係特別認定講習会については、認定時間に3を乗じた値を取得単位とする。 b. a.以外の特別認定講習会については、認定時間に2を乗じた値を取得単位とする。 c. 一般認定プログラムについては、認定時間を取得単位とする。	
	主任技術者	①40単位以上	2			
		②20単位以上40単位未満	1			
		③10単位以上20単位未満	0.5			
		④10単位未満	0			
	総合主任担当技術者	①40単位以上	2			
		②20単位以上40単位未満	1			
		③10単位以上20単位未満	0.5			
	構造主任担当技術者	④10単位未満	0			
		①40単位以上	2			
②20単位以上40単位未満		1				
③10単位以上20単位未満		0.5				
電気設備主任担当技術者	④10単位未満	0				
	①40単位以上	2				
	②20単位以上40単位未満	1				
	③10単位以上20単位未満	0.5				
機械設備主任担当技術者	④10単位未満	0				
	①40単位以上	2				
	②20単位以上40単位未満	1				
	③10単位以上20単位未満	0.5				
(3) 同種及び類似業務の実績	配置予定技術者の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の同種又は類似業務での、主任技術者、各分野の主任担当技術者としての実績を評価			/14	※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
	主任技術者	①同種業務の実績がある	5.6			
		②類似業務の実績がある	2.8			
		③上記①②以外	0			
	総合主任担当技術者	①同種業務の実績がある	4.2			
		②類似業務の実績がある	2.1			
		③上記①②以外	0			
	構造主任担当技術者	①同種業務の実績がある	1.4			
		②類似業務の実績がある	0.7			
		③上記①②以外	0			
電気設備主任担当技術者	①同種業務の実績がある	1.4				
	②類似業務の実績がある	0.7				
	③上記①②以外	0				
機械設備主任担当技術者	①同種業務の実績がある	1.4				
	②類似業務の実績がある	0.7				
	③上記①②以外	0				
(4) 業務成績（技術者）	配置予定技術者（主任技術者）の過去3年間の和歌山県発注の建築設計・監理業務での、主任技術者としての業務成績の平均点により評価			/10	※①②の技術点は、実績が1件のみ場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
	①75点以上	10				
	②60点以上～75点未満	10.0×（平均点-60.0）/15				
(5) 業務成績（企業）	企業の過去3年間の和歌山県発注の建築設計・監理業務での業務成績の平均点により評価			/6	※①②の技術点は、実績が1件のみ場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
	①75点以上	6				
	②60点以上～75点未満	6.0×（平均点-60.0）/15				
小 計				/50		

技術評価点	地域貢献	(1) 建設部管内での業務実績	配置予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の和歌山県内の建築設計・監理業務での、主任技術者としての実績を評価		/5	※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。		
			①業務箇所と同一の建設部管内における業務実績が5件以上ある	5				
			②業務箇所と同一の建設部管内における業務実績がある	2.5				
			③上記①②以外	0				
		(2) 技術者の居住地	配置予定技術者（主任技術者）の居住地について評価				/5	※入札書提出日から過去1年以上継続して居住している住所を対象とする。（住民票等で確認） 【業務場所が県内＝円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する。
			①業務箇所と同一の建設部管内に居住している	5				
			②県内に居住している	2.5				
		③上記①②以外	0					
(3) 本店の有無	住所又は本店の所在地について評価		/5	※入札書提出日から過去3年以上継続して営業している住所又は本店について評価する。（商業登記簿本又は建築士事務所登録で確認） 【業務場所が県内＝円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する。				
	①業務箇所と同一の建設部管内に住所又は本店を有する	5						
	②県内に住所又は本店を有する	2.5						
		③上記①②以外	0					
(4) 大規模災害時の協定締結	大規模災害時の協定への参加について評価		/5	※和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との協定における緊急連絡体制表への記載の有無により評価する。				
	①協定へ参加している	5						
		②なし	0					
(5) 障害者雇用への取り組み	障害者雇用への取り組みについて評価		/3	※入札書提出日時点で雇用している障害者数を対象とする。				
	①法定雇用障害者数を超える雇用（非法定義務者の場合は1人以上の障害者雇用）がある	3						
	②上記①以外	0						
(6) 障害者就労施設等からの物品等の購入	県内の障害者就労施設等からの物品等の購入について評価		/1	※入札書提出日から過去1年間の実績を対象とする。				
	①年20万円以上の購入実績がある	1						
		②上記①以外	0					
		小 計		/24				
		合 計		/104	※合計点は最高100点とする			
技術評価点	／100点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価項目・配点については、案件ごとに定めるものとする。 ・ 評価内容ごとの得点は、小数点以下第2位を切り捨て、小数第1位止めとする。 ・ 評価値は価格評価点と技術評価点の合計点とする。 ・ 価格評価点の算出方法は、次の方法による。 100×（1－入札価格/予定価格） 小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 ・ 評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 ・ 過去3年間の和歌山県発注の建築設計・工事監理業務での業務成績の平均点は小数第1位を切り捨て整数止めとする。 ・ 配置予定技術者・企業の業務実績及び業務成績は契約額100万円以上の業務実績を評価の対象とする。 ・ 入札書提出日時点で雇用期間が3ヶ月未満の主任技術者及び総合主任担当技術者は評価の対象としない。 【業務場所が県内＝円の場合】 ※本業務については、「建設部管内」を「県内」と読み替えるものとする。 						
価格評価点	／100点							
評価値	／200点	<ul style="list-style-type: none"> 【共同体で応札がある場合】 ※共同体で応札の場合においては、次のとおりとする。 評価項目のうち、配置予定技術者・企業の能力の(5)は代表者を評価の対象とする。 評価項目のうち、地域貢献の(1)、(2)及び(5)は代表者を評価の対象とする。 評価項目のうち、地域貢献の(3)、(4)及び(6)は、代表者又は代表者以外の構成員を評価の対象とする。 						

a) 留意点

- ア) 業務の実施方針に記載のない場合、又は適正でない場合には失格とすることがある。
- イ) 求める評価テーマは業務内容により効果的に設定することとし、必要に応じ学識経験者（和歌山県建設工事等総合評価審査委員会）の意見を聴き設定するものとする。
また、評価テーマに関する技術提案に記載のない場合、又は適正でない場合には失格とすることがある。
- ウ) 外観デザイン及び内観デザインに係るデッサンについて、規定を超える数の提案があった場合は、様式等に掲載されている順位が上位のものから規定枚数分のみを評価の対象とし、それ以外は評価しない。
- エ) 工事費縮減の根拠となる縮減提案のうち、縮減額の大きいものから3項目以内を記載するものとする。それぞれの縮減提案には、具体的なコスト縮減方法、縮減額、縮減根拠を記載すること。なお、記載する縮減項目は1項目につき1件とし、ランニングコスト縮減に関する提案は除くものとする。
- オ) 配置予定技術者の保有資格については、各技術者に対し、以下に掲げる保有資格を評価する。

技術者区分	評価対象保有資格
総合主任担当技術者	一級建築士、二級建築士、木造建築士
構造主任担当技術者	構造設計一級建築士、一級建築士、二級建築士
電気設備主任担当技術者	設備設計一級建築士、技術士、建築設備士、一級建築士、一級電気工事施工管理技士
機械設備主任担当技術者	設備設計一級建築士、技術士、建築設備士、一級建築士、一級管工事施行管理技士

- カ) 継続教育（CPD）の取り組みについては、（公財）建築技術教育普及センターを事務局とする建築 CPD 運営会議の発行する国土交通省大臣官房官庁営繕部指定の証明書における取得単位を評価する。

① 40 単位以上	満点
② 20 単位以上 40 単位未満	満点×0.5
③ 10 単位以上 20 単位未満	満点×0.25
④ 上記①②③以外	0 点

証明書は、証明期間の最終日が対象期間内（入札書提出日の3ヶ月前から入札書提出日まで）のものに限るとする。ただし、証明期間の最終日が対象期間内でない場合においても、対象期間内のいずれかの日に各団体の推奨単位以上の取得が確認できるものは評価する。なお、証明書の発行日は、書面による技術提案提出日以前のものであること。下記 a から c に示す取得単位の合計とする。

- a. 営繕業務関係特別認定講習会については、認定時間に3を乗じた値を取得単位とする。

- b. a. 以外の特別認定講習会については、認定時間に2を乗じた値を取得単位とする。
- c. 一般認定プログラムについては、認定時間を取得単位とする。

建築 CPD 運営会議へ提出する建築 CPD 実績証明書発行申請書の記載方法については、和歌山県公共建築課のウェブページに掲載する。

キ) 過去10年間の配置予定技術者の実績については、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに業務が完成し、引渡し完了した同種又は類似業務に主任技術者、各分野の主任担当技術者として従事した、契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）100万円以上の国、都道府県、政令市又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）のウ)若しくはエ)に定める法人発注の業務に限るものとする。

また、所属企業が異なる（以前の勤務先での）業務実績も対象とし、原則として、業務期間の1/2以上の従事期間のものに限る。

共同企業体の構成員としての業務実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。

	実績として評価する業務	建築設計				診断		調査・検討		監理				調査	積算
		建築士法第3条又は同3条の2に規定する設計(①)	環境配慮契約法第5条に規定する基本方針に基づき契約する設計(②)	大規模改修実施設計等(③)	小規模改修実施設計等(④)	耐震診断	建築物の環境保全性に関する診断	PFI事業に係る整備検討(財務・法務・建築計画)	ESCO事業に係る整備検討(ファイジビリティ・スタディ)	工事監理					
	発注対象業務									建築設計①に係る工事監理	建築設計②に係る工事監理	建築設計③に係る工事監理	建築設計④に係る工事監理		
建築設計	建築士法第3条又は同3条の2に規定する設計(①)	◎	◎												
	環境配慮契約法第5条に規定する基本方針に基づき契約する設計(②)	◎	◎	◎*1											
	大規模改修実施設計等(③)	◎	◎	◎											
	小規模改修実施設計等(④)	◎	◎	◎	◎										
診断	耐震診断	●	●	●*2		◎									
	建築物の環境保全性に関する診断	●	●	●*3	●*3		◎		◎						
調査・検討	PFI事業に係る整備検討(財務・法務・建築計画)	●*4	●*4					◎							
	ESCO事業に係る整備検討(ファイジビリティ・スタディ)	●	●	●*3	●*3			◎							
監理	工事監理	建築設計①に係る工事監理	●	●						◎	◎				
		建築設計②に係る工事監理	●	●	●*5					◎	◎	◎*5			
		建築設計③に係る工事監理	●	●	●						◎	◎	◎		
		建築設計④に係る工事監理	●	●	●	●					◎	◎	◎	◎	
調査	敷地調査													◎	
積算	積算	◎*6	◎*6	◎*6	◎*6									◎	

*1: 発注対象業務が、大規模の修繕又は大規模の模様替に該当する場合に限る。
 *2: 耐震改修に係るものに限る。
 *3: 省エネ化に係るものに限る。
 *4: 発注対象業務が、建築計画に係るものに限る。
 *5: 発注対象業務が、大規模の修繕又は大規模の模様替に係る工事監理に該当する場合に限る。
 *6: 積算を含むものであって、積算を主任担当技術者又はこれらに準ずる立場で実施した場合に限る。

◎ : 同種業務として評価。ただし、内容により類似業務として評価。
 ● : 類似業務として評価。ただし、内容により同種業務として評価。

同種業務は満点、類似業務は満点×0.5とする。

また、過去の実績での立場により、下記の係数を得点に乗じる。

過去の実績での立場 配置予定技術者	主任技術者 としての実績	主任担当技術者 としての実績
主任技術者	1.0	0.5
主任担当技術者	1.0	1.0 (※)

※当該実績の主たる分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。

<標準型 I-A の例>

主任技術者の同種及び類似業務の実績の得点は、過去の実績として評価する業務が以下の条件である場合、0.5点の得点となる。

- ・実績となる業務の内容が類似業務で、総合主任担当技術者として従事していた場合
 - a) 業務内容に対する評価は1.1点となる。
 - b) 従事した立場による係数は0.5となる。

$$1.1 \times 0.5 = 0.55 \dots \rightarrow 0.5$$

※評価内容ごとの得点は小数点以下第2位を切り捨て、小数第1位止め

ク) 過去3年間の配置予定技術者（主任技術者）の業務成績については、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに元請けとして完成し、成果品の引渡し完了した業務に主任技術者として従事した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）100万円以上の和歌山県発注建築設計・監理業務で、和歌山県県土整備部業務成績評定要領、農林水産部業務成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、評定結果通知書による通知を受けた業務（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する業務を含む。）に限るものとする。

また、所属企業が異なる（以前の勤務先での）業務成績も対象とし、原則として、業務期間の1/2以上の従事期間のものに限る。

共同企業体の構成員としての業務成績は、出資比率が20%以上の場合に限る。

実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。

なお、業務成績の平均値は小数第1位を切り捨て整数止めとする。

<標準型 I-A の例>

例：実績が1件で業務成績が71点の場合、1.4点の得点となる。

$$4.0 \times 0.5 \times (71 - 60) / 15 = 1.466 \dots \rightarrow 1.4$$

例：実績が2件で業務成績の平均値が67点の場合、1.4点の得点となる。

$$4.0 \times 0.8 \times (67 - 60) / 15 = 1.493 \dots \rightarrow 1.4$$

例：実績が3件で業務成績の平均値が67点の場合、1.8点の得点となる。

$$4.0 \times (67 - 60) / 15 = 1.866 \dots \rightarrow 1.8$$

※評価内容ごとの得点は小数点以下第2位を切り捨て、小数第1位止め

ケ) 過去3年間の企業の業務成績については、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに、元請けとして完成し、成果品の引渡し完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）100万円以上の和歌山県発注建築設計・監理業務で、和歌山県県土整備部業務成績評定要領、農林水産部業務成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、評定結果通知書による通知を受けた業務（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する業務を含む。）に限るものとする。

共同企業体の構成員としての業務成績は、出資比率が20%以上の場合に限る。

実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。

なお、業務成績の平均値は小数第1位を切り捨て整数止めとする。

<標準型I-Aの例>

例：実績が1件で業務成績が71点の場合、1.1点の得点となる。

$$3.0 \times 0.5 \times (71 - 60) / 15 = 1.1$$

例：実績が2件で業務成績の平均値が67点の場合、1.1点の得点となる。

$$3.0 \times 0.8 \times (67 - 60) / 15 = 1.12 \rightarrow 1.1$$

例：実績が3件で業務成績の平均値が67点の場合、1.4点の得点となる。

$$3.0 \times (67 - 60) / 15 = 1.4$$

※評価内容ごとの得点は小数点以下第2位を切り捨て、小数第1位止め

コ) 過去10年間の建設部管内での業務実績については、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに元請けとして完成し、成果品の引渡し完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）100万円以上の建築設計・監理業務に、主任技術者として従事した国、都道府県、政令市又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）のウ)若しくはエ)に定める法人発注の業務に限るものとする。

また、所属企業が異なる（以前の勤務先での）業務実績も対象とし、原則として、業務期間の1/2以上の従事期間のものに限る。

共同企業体の構成員としての業務成績は、出資比率が20%以上の場合に限る。

サ) 配置予定技術者（主任技術者）の居住地については、配置予定技術者（主任技術者）の居住地について評価するものとし、入札書提出日から過去1年以上継続して居住している住所について評価する。

なお、過去1年以内に転居があった場合の取り扱いは以下のとおりとする。

- ①同一の建設部管内で転居があった場合は、建設部管内で継続しているものとみなす。
- ②県内の異なる建設部管内への転居があった場合は、県内で継続しているものとみなす。

シ) 本店の有無については、住所又は本店の所在地について評価するものとし、入札書提出日から過去3年以上継続して営業している住所又は本店について評価する。

なお、過去3年以内に住所又は本店の移転があった場合の取り扱いは以下のとおりと

する。

①同一の建設部管内で移転があった場合は、建設部管内で継続しているものとみなす。

②県内の異なる建設部管内への移転があった場合は、県内で継続しているものとみなす。

ス) 大規模災害時の協定締結については、入札書提出日時点において、和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との大規模災害時の協定へ参加している者を評価する。

現時点において、建築関係建設コンサルタント業務の場合は、(一社)和歌山県建築士事務所協会を評価対象団体としている。

セ) 入札書提出日時点で雇用期間が3ヶ月未満の主任技術者及び総合主任担当技術者については、評価の対象としないものとする。

ソ) 主任技術者及び総合主任担当技術者については、入札書を提出した業者に属するものに限る。

タ) 同一人が主任技術者と各分野の主任担当技術者を兼ねた場合、又は同一人が複数分野の主任担当技術者を兼ねた場合は、重複(主任技術の保有資格とその他の主任担当技術者の保有資格の重複を含む。)して評価しない。

なお、同一人が複数の技術者を兼任している場合の評価においては、得点が大きくなる技術者のみで行うものとする。ただし、(1)保有資格の評価においては、兼任の内容に主任技術者が含まれている場合、その技術者が兼任する全ての保有資格については評価しない。

<例：主任技術者と総合主任担当技術者が兼任の場合>

(1) 保有資格

総合主任担当技術者は得点0となる

(2) 継続教育(CPD)の取り組み

主任技術者で評価した得点とする

総合主任担当技術者は得点0となる

(3) 同種及び類似業務の実績

主任技術者で評価した得点とする

総合主任担当技術者は得点0となる

<例：総合主任担当技術者と構造主任担当技術者が兼任の場合>

(1) 保有資格

総合主任担当技術者で評価した得点とする

構造主任担当技術者は得点0となる

(2) 継続教育(CPD)の取り組み

総合主任担当技術者で評価した得点とする

構造主任担当技術者は得点0となる

(3) 同種及び類似業務の実績

総合主任担当技術者で評価した得点とする

構造主任担当技術者は得点0となる

また、兼任の得点が同一となる場合は、次に示す技術者の数字のより低い側の技術

者で評価するものとする。1.主任技術者、2.総合主任担当技術者、3.構造主任担当技術者、4.電気設備主任担当技術者、5.機械設備主任担当技術者

チ) 障害者雇用への取り組みについては、入札書提出日時時点で雇用している障害者数により評価するものとし、令和 56 年度においては、法定義務業者（常用雇用労働者数 ~~43.5~~ **40.0** 人以上）の場合は、法定雇用障害者数を超える障害者雇用がある者、非法定義務業者（常用雇用労働者数 ~~43.5~~ **40.0** 人未満）の場合は、1 人以上の障害者雇用がある者を評価する。

なお、非法定義務業者の障害者雇用については、常用雇用している障害者が短時間労働である場合も、1 人の障害者雇用とする。

※ 入札書提出日時時点で、法定雇用率に変更がある場合は、変更後の法定雇用率により常用雇用労働者数を適用すること。（法定雇用率については厚生労働省ホームページで確認すること。）

（参考）法定雇用率 ~~2.32.5~~ %（令和 56 年 4 月 1 日現在）

厚生労働省公表「障害者の法定雇用率引き上げ」

	令和 5 年度	令和 6 年 4 月	令和 8 年 7 月
民間企業の法定雇用率	2.3%	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	43.5 人以上	40.0 人以上	37.5 人以上

<例>
下記条件での常時雇用障害者数の加点について

例1) 常時雇用障害者数が~~412~~人の場合(実雇用率~~2.442.67~~)法定雇用障害者数(~~411~~人)を超えているため、3点の配点となる。
 例2) 常時雇用障害者数が~~40.511.5~~人の場合(実雇用率~~2.332.56~~)法定雇用障害者数(~~411~~人)を超えているため、3点の配点となる。
 例3) 常時雇用障害者数が~~411~~人の場合(実雇用率~~2.222.44~~)法定雇用障害者数(~~411~~人)と同数のため、0点の配点となる。
 例4) 常時雇用障害者数が~~9.510.5~~人の場合(実雇用率~~2.112.33~~)法定雇用障害者数(~~411~~人)未満のため、0点の配点となる。

<条件>
 a: 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 450人
 b: 法定雇用率 ~~2.3~~ **2.5** (R6.4.1~)
 c: 法定雇用障害者数(1人未満切り捨て) ~~411~~人 (450×~~0.023~~=~~10.350.025~~=**11.25**)

(備考)・常時雇用障害者数の合計数は小数点以下第2位を切り捨て、小数第1位止めとする。

ツ) 障害者就労施設等からの物品等の購入については、入札書提出日から過去 1 年間に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等」のうち和歌山県内に住所を有する者からの物品等の購入額（**税込み**）により評価する。

入札に付する委託業務の概要	
事業年度・業務番号	〇〇第〇号
業務名称	〇〇〇〇業務
業務場所	〇〇市郡〇〇町村〇〇地内
業務概要	入札公告を参照のこと
業務期間	
予定価格	
調査基準価格	
支払条件	
契約の保証	
議会の議決	

入札書等の提出方法等	
	<p>入札書、業務費内訳書、入札担当者連絡票、技術提案のうち提案様式２、提案様式３（参考資料、類似実績資料を含む。）及び提案様式４から５並びに低入札価格調査意向確認書（調査基準価格を下回った価格で応札した際に、低入札価格調査を受ける意思がある者に限る。）（以下「入札書等」という。）は、和歌山県公共工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により提出すること。また、申告点数については、電子入札システムにより入力し申告すること。</p> <p>ただし、入札書等の容量は３メガバイト以内とすること。</p> <p>【標準型Ⅰ-Aの場合】</p>
	<p>入札書、業務費内訳書、入札担当者連絡票、技術提案のうち提案様式２及び提案様式３（参考資料、類似実績資料を含む。）並びに低入札価格調査意向確認書（調査基準価格を下回った価格で応札した際に、低入札価格調査を受ける意思がある者に限る。）（以下「入札書等」という。）は、和歌山県公共工事等電子入札システム（以下、「電子入札システム」という。）により提出すること。また、申告点数については、電子入札システムにより入力し申告すること。</p> <p>ただし、入札書等の容量は３メガバイト以内とすること。</p> <p>【標準型Ⅰ-Bの場合】</p>
	<p>入札書、業務費内訳書、入札担当者連絡票、技術提案のうち提案様式２及び提案様式４から５並びに低入札価格調査意向確認書（調査基準価格を下回った価格で応札した際に、低入札価格調査を受ける意思がある者に限る。）（以下「入札書等」という。）は、和歌山県公共工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により提出すること。また、申告点数については、電子入札システムにより入力し申告すること。</p> <p>ただし、入札書等の容量は３メガバイト以内とすること。</p> <p>【標準型Ⅱ-Aの場合】</p>
	<p>入札書、業務費内訳書、入札担当者連絡票、技術提案のうち提案様式２及び低入札価格調査意向確認書（調査基準価格を下回った価格で応札した際に、低入札価格調査を受ける意思がある者に限る。）（以下「入札書等」という。）は、</p>

<p>和歌山県公共工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により提出すること。また、申告点数については、電子入札システムにより入力し申告すること。</p> <p>ただし、入札書等の容量は3メガバイト以内とすること。</p> <p>【標準型Ⅱ-Bの場合】</p>	
入札書等の電子入札システムによる提出期間	〇〇年 月 日（ ） 時 分から〇〇年 月 日（ ） 時 分まで
技術提案の様式及び提出方法	
<p>技術提案の様式は、技術提案作成要領に添付している様式とし、次項の留意事項及び記載例に基づき記載すること。</p>	
ア	技術提案提出書（様式1）
イ	同種業務等の実績調書（様式2）
ウ	所属技術者調書（様式3）
エ	配置予定技術者（主任技術者）の資格等（様式4）
オ	配置予定技術者（各分野の主任担当技術者）の資格等（様式5）
カ	配置予定技術者（主任技術者）の業務実績（様式6）
キ	配置予定技術者（各分野の主任担当技術者）の業務実績（様式7）
ク	配置予定技術者（主任技術者）の業務成績（様式8）
ケ	企業の業務成績（様式9）
コ	本店の所在地（様式10）
サ	大規模災害時の協定締結（様式11）
シ	障害者雇用等への取り組み（様式12）
ス	【紙入札の場合（発注機関から紙入札の提出を承諾された場合）】申告点数表（提案様式1）
セ	業務の実施方針（提案様式2）
ソ	評価テーマに関する技術提案（提案様式3） 【標準型Ⅰ-A, Ⅰ-Bの場合】
タ	外観デザイン・内観デザイン（提案様式4） 【標準型Ⅰ-A, Ⅱ-Aの場合】
チ	建設費の縮減（提案様式5） 【標準型Ⅰ-A, Ⅱ-Aの場合】
<p>様式のサイズはA4判縦（A4判より大きいものは、A4判の大きさに折り畳むこと。）とし、各1部を提出するものとする。</p>	
<p>技術提案は技術提案提出書（様式1）に記載のある1から○の順に並べ、それぞれ付箋等により見出しを付けること。</p>	
<p>発注機関から指示を受けた入札者は、指示を受けた日から起算して、原則として2日以内に技術提案を書面により提出しなければならないものとする。</p> <p>なお、技術提案の書面をPDFファイルにして発注機関が指示するメールアドレスに送信することで、書面による提出に代えることができるものとし、期限日までの提出であるか否かは、着信日で判断するものとする。</p> <p>また、送信にあたっては誤送信の防止に努めるとともに、送信後速やかに指示のあったメールアドレスに到達しているかどうかを発注機関に確認しなければならないものとする。</p> <p>【電子入札の場合】</p> <p>ただし、提案様式2（添付資料を除く）、提案様式3（参考資料及び類似実績資料を含む）及び提案様式4から5は</p>	

<p>入札時に提出するものとする。</p> <p>【紙入札の場合】</p> <p>ただし、提案様式1から2（添付資料を除く）、提案様式3（参考資料及び類似実績資料を含む）及び提案様式4から5は入札時に提出するものとする。</p> <p>【標準型Ⅰ－Aの場合】</p>
<p>発注機関から指示を受けた入札者は、指示を受けた日から起算して、原則として2日以内に技術提案を書面により提出しなければならないものとする。</p> <p>なお、技術提案の書面をPDFファイルにして発注機関が指示するメールアドレスに送信することで、書面による提出に代えることができるものとし、期限日までの提出であるか否かは、着信日で判断するものとする。</p> <p>また、送信にあたっては誤送信の防止に努めるとともに、送信後速やかに指示のあったメールアドレスに到達しているかどうかを発注機関に確認しなければならないものとする。</p> <p>【電子入札の場合】</p> <p>ただし、提案様式2及び提案様式3（参考資料及び類似実績資料を含む）は入札時に提出するものとする。</p> <p>【紙入札の場合】</p> <p>ただし、提案様式1から2及び提案様式3（参考資料及び類似実績資料を含む）は入札時に提出するものとする。</p> <p>【標準型Ⅰ－Bの場合】</p>
<p>発注機関から指示を受けた入札者は、指示を受けた日から起算して、原則として2日以内に技術提案を書面により提出しなければならないものとする。</p> <p>なお、技術提案の書面をPDFファイルにして発注機関が指示するメールアドレスに送信することで、書面による提出に代えることができるものとし、期限日までの提出であるか否かは、着信日で判断するものとする。</p> <p>また、送信にあたっては誤送信の防止に努めるとともに、送信後速やかに指示のあったメールアドレスに到達しているかどうかを発注機関に確認しなければならないものとする。</p> <p>【電子入札の場合】</p> <p>ただし、提案様式2及び提案様式4から5は入札時に提出するものとする。</p> <p>【紙入札の場合】</p> <p>ただし、提案様式1から2及び提案様式4から5は入札時に提出するものとする。</p> <p>【標準型Ⅱ－Aの場合】</p>
<p>発注機関から指示を受けた入札者は、指示を受けた日から起算して、原則として2日以内に技術提案を書面により提出しなければならないものとする。</p> <p>なお、技術提案の書面をPDFファイルにして発注機関が指示するメールアドレスに送信することで、書面による提出に代えることができるものとし、期限日までの提出であるか否かは、着信日で判断するものとする。</p> <p>また、送信にあたっては誤送信の防止に努めるとともに、送信後速やかに指示のあったメールアドレスに到達しているかどうかを発注機関に確認しなければならないものとする。</p> <p>【電子入札の場合】</p> <p>ただし、提案様式2は入札時に提出するものとする。</p> <p>【紙入札の場合】</p> <p>ただし、提案様式1から2は入札時に提出するものとする。</p> <p>【標準型Ⅱ－Bの場合】</p>

技術提案の内容に関する留意事項	
同種業務等の実績	
ア	<p>〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに元請として業務が完了し成果品の引き渡しが行われた、建築関係建設コンサルタント業務（建築総合）の受注実績の中から代表的なものを様式2に記載するものとし、記載件数は3件までとする。</p> <p>建築関係建設コンサルタント業務（建築総合）の受注実績がなく、一般業務認定審査部会で建築関係建設コンサルタント業務（建築総合）の受注実績と同等の能力があると認定された者は、様式2に代えて業務実績同等能力認定通知書の写しとすることができる。</p> <p>【区分Bの場合】</p>
ア	<p>〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに元請として業務が完了し、成果品の引渡しが行われた〇〇による〇〇業務と同種業務の実績の中から代表的なものを様式2に記載するものとし、記載件数は3件までとする。</p> <p>ただし、事業協同組合等の実績については、士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けた事務所である組合員が元請として受注したものについても、元請としての同種業務の実績とみなす。</p> <p>同種業務とは、〇〇</p> <p>実績を有しない者で、当該業務における高度技術業務認定審査部会で実績を有する者と同等の能力があると認定された者は、様式2に代えて同種業務実績同等能力認定通知書の添付とすることができる。</p> <p>【区分C1、C2の場合】</p>
イ	記載する優先順位は、原則として各省庁、都道府県、その他の順位とする。
ウ	記載した実績のすべての内容が確認できる資料として、委託業務契約書の写し（業務名、業務期間、業務内容、及び発注機関と受託業者の印を有する部分が確認できるもの）、発注者が発行する実績証明書（写しでも可。内容は、契約書の写しと同じ）、受領書が付いた PUBDIS 業務カルテ等の書類を添付すること。
所属技術者	
ア	<p>所属する一級建築士を様式3Aに2名以上記載すること。</p> <p>【区分Bの場合】</p>
ア	<p>・単体の場合</p> <p>所属する一級建築士、二級建築士及び木造建築士を様式3Dに記載すること。</p> <p>一級建築士を2名以上、かつ、一級建築士を1.0ポイント、二級建築士及び木造建築士を0.5ポイントとして合計5ポイント以上となる人数分を記載すること。</p> <p>・共同体の場合</p> <p>代表者の構成員及び県内に本店を有しない構成員</p> <p>所属する一級建築士を様式3Bに20名以上記載すること。</p> <p>県内に本店を有する代表者以外の構成員</p>

	<p>所属する一級建築士、二級建築士、木造建築士について様式3Dに記載すること。</p> <p>一級建築士を2名以上、かつ、一級建築士を1.0ポイント、二級建築士及び木造建築士を0.5ポイントとして合計5ポイント以上となる人数分を記載すること。</p> <p>【区分C1の場合】</p>
ア	<p>・単体の場合</p> <p>所属する一級建築士を様式3Bに20名以上記載すること。</p> <p>事業協同組合等の場合は、所属する一級建築士を様式3C（事業協同組合等用）に50名以上記載すること。</p> <p>・共同体の場合</p> <p>代表者の構成員及び県内に本店を有しない構成員</p> <p>所属する一級建築士を様式3Bに20名以上記載すること。</p> <p>県内に本店を有する代表者以外の構成員</p> <p>所属する一級建築士、二級建築士、木造建築士について様式3Dに記載すること。</p> <p>一級建築士を2名以上、かつ、一級建築士を1.0ポイント、二級建築士及び木造建築士を0.5ポイントとして合計5ポイント以上となる人数分を記載すること。</p> <p>【区分C2の場合】</p>
イ	記載した建築士の資格が確認できる免許証等の写しを添付すること。
ウ	<p>事業協同組合等の場合は、定款の写しを添付すること。</p> <p>【区分C1、C2の場合】</p>
エ	記載した建築士の常勤性が確認できる資料として、下記a～dのいずれかの写しを添付すること。なお、記載した一級建築士が建築士法第24条による管理建築士である場合は、建築士法第23条の2による建築士事務所の登録申請書（登録番号、登録年月日及び管理建築士名の記載があるもの）の写しでも可とする。
a	健康保険被保険者証、又は健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（提出後に加入された方については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届）
b	住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）
c	県外業者（主たる営業所の所在地が和歌山県外の者）で社会保険の強制適用事業所でない場合や、県内業者（主たる営業所の所在地が和歌山県内の者）の場合で、社会保険に加入していない者は、雇用保険被保険者資格取得等確認等通知書（事業主通知用）と雇用保険被保険者資格喪失届等の両方
d	県内業者の場合で、雇用保険に加入できない者については、入札書を提出した日以前3ヶ月間の源泉徴収簿又は賃金台帳等
配置予定技術者（主任技術者）の資格等	

ア	当該業務に配置予定の主任技術者について、氏名等を様式4に記載し、配置予定技術者（主任技術者）の常勤性が確認できる書類を添付すること。								
イ	当該業務に配置予定の主任技術者について、居住地を様式4に記載すること。								
ウ	<p>継続教育（CPD）の認証について、様式4に記載し、証明書（証明期間は1年間で、証明期間の最終日については対象期間内（入札書提出日の3か月前から入札書提出日まで）のものに限るとする。ただし、証明期間の最終日が対象期間内でない場合においても、対象期間内のいずれかの日に各団体の推奨単位以上の取得が確認できるものは評価する。）なお、証明書の発行日は、書面による技術提案提出日以前のものであること。）の写しを添付すること。</p> <p>（公財）建築技術教育普及センターを事務局とする建築CPD運営会議の発行する国土交通省大臣官房官庁営繕部指定の証明書における取得単位を評価する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>①40単位以上</td> <td>満点</td> </tr> <tr> <td>②20単位以上40単位未満</td> <td>満点×0.5</td> </tr> <tr> <td>③10単位以上20単位未満</td> <td>満点×0.25</td> </tr> <tr> <td>④上記①②③以外</td> <td>0点</td> </tr> </table> <p>証明書は、証明期間の最終日が対象期間内（入札書提出日の3ヶ月前から入札書提出日まで）のものに限るとする。ただし、証明期間の最終日が対象期間内でない場合においても、対象期間内のいずれかの日に各団体の推奨単位以上の取得が確認できるものは評価する。なお、証明書の発行日は、書面による技術提案提出日以前のものであること。下記aからcに示す取得単位の合計とする。</p> <p>a. 営繕業務関係特別認定講習会については、認定時間に3を乗じた値を取得単位とする。</p> <p>b. a. 以外の特別認定講習会については、認定時間に2を乗じた値を取得単位とする。</p> <p>c. 一般認定プログラムについては、認定時間を取得単位とする。</p> <p>建築CPD運営会議へ提出する建築CPD実績証明書発行申請書の記載方法については、和歌山県公共建築課のウェブページに掲載する。</p>	①40単位以上	満点	②20単位以上40単位未満	満点×0.5	③10単位以上20単位未満	満点×0.25	④上記①②③以外	0点
①40単位以上	満点								
②20単位以上40単位未満	満点×0.5								
③10単位以上20単位未満	満点×0.25								
④上記①②③以外	0点								
エ	<p>落札者は、技術提案に記載した配置予定技術者を、当該業務に配置すること。</p> <p>ただし、特別な理由がある場合は変更できるものとするが、その場合は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等の真にやむを得ない場合に限る。</p>								
オ	雇用期間が3ヶ月未満の技術者については評価の対象としない。								
配置予定技術者（各分野の主任担当技術者）の資格等									
ア	当該業務に配置予定の各分野の主任担当技術者について、氏名、保有している資格等を様式5に記載し、当該資格を保有していることを証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。また、総合主任担当技術者については、常勤性が確認できる書類を添付すること。								
イ	継続教育（CPD）の認証について、様式5に記載し、証明書（証明期間は1年間で、証明期間の最終日については対象期間内（入札書提出日の3か月前から入札書提出日まで）のものに限るとする。ただし、証明期間の最終日が対象期間内でない場合においても、対象期間内のいずれかの日に各団体の推奨単位以上の取得が確認できるものは評価する。）なお、証明書の発								

行日は、書面による技術提案提出日以前のものであること。の写しを添付すること。

(公財) 建築技術教育普及センターを事務局とする建築 CPD 運営会議の発行する国土交通省大臣官房官庁営繕部指定の証明書における取得単位を評価する。

① 40 単位以上	満点
② 20 単位以上 40 単位未満	満点×0.5
③ 10 単位以上 20 単位未満	満点×0.25
④ 上記①②③以外	0 点

証明書は、証明期間の最終日が対象期間内(入札書提出日の3ヶ月前から入札書提出日まで)のものに限るとする。ただし、証明期間の最終日が対象期間内でない場合においても、対象期間内のいずれかの日に各団体の推奨単位以上の取得が確認できるものは評価する。なお、証明書の発行日は、書面による技術提案提出日以前のものであること。下記 a から c に示す取得単位の合計とする。

- a. 営繕業務関係特別認定講習会については、認定時間に3を乗じた値を取得単位とする。
- b. a. 以外の特別認定講習会については、認定時間に2を乗じた値を取得単位とする。
- c. 一般認定プログラムについては、認定時間を取得単位とする。

建築 CPD 運営会議へ提出する建築 CPD 実績証明書発行申請書の記載方法については、和歌山県公共建築課のウェブページに掲載する。

ウ	当該業務に配置予定の各分野の主任担当技術者(構造主任担当技術者・電気設備主任担当技術者・機械設備主任担当技術者)について、所属事務所名を様式5に記載すること。
エ	落札者は、技術提案に記載した配置予定技術者を、当該業務に配置すること。 ただし、特別な理由がある場合は変更できるものとするが、その場合は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等の真にやむを得ない場合に限る。
オ	雇用期間が3ヶ月未満の技術者については評価の対象としない。(総合主任担当技術者のみ)

配置予定技術者(主任技術者)の業務実績

ア
過去10年間の配置予定技術者(主任技術者)の実績については、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに完成し、引渡し完了した同種又は類似業務に主任技術者又は各分野の主任担当技術者として従事した、契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)100万円以上の国、都道府県、政令市又は施工実績認定基準(平成21年1月22日施行)のウ)若しくはエ)に定める法人発注の業務実績を様式6に記載すること。
同種業務とは、○○○○業務とする。
類似業務とは、○○○○業務とする。
同種業務は満点、類似業務は満点×0.5とする。
また、過去の実績での立場により、下記の係数を得点に乘じる。

主任技術者としての実績	1.0
主任担当技術者としての実績	0.5

イ	過去10年間の建設部管内での業務実績については、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに元請けとして完成し、引渡し完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）100万円以上の建築設計・監理業務に、主任技術者として従事した国、都道府県、政令市又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）のウ）若しくはエ）に定める法人発注の業務実績を様式6に記載すること。				
ウ	所属企業が異なる（以前の勤務先での）業務実績も対象とし、原則として、業務期間の1/2以上の従事期間のものに限る。				
エ	共同企業体の構成員としての業務実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。				
オ	業務実績については、記載する業務のPUBDISの写しを添付すること。PUBDISに登録されていない場合は、その業務を担当した事及び業務内容（業務年度・番号、業務名、業務場所、同種業務にあたること等）が確認できる資料（契約書、主任技術者通知書、担当技術者名簿等の該当部分の写し）を添付すること。				
カ	雇用期間が3ヶ月未満の技術者については評価の対象としない。				
配置予定技術者（各分野の主任担当技術者）の業務実績					
ア	<p>過去10年間の配置予定技術者（各分野の主任担当技術者）の実績については、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに完成し、引渡し完了した同種又は類似業務に主任技術者又は各分野の主任担当技術者として従事した、契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）100万円以上の国、都道府県、政令市又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）のウ）若しくはエ）に定める法人発注の業務実績を様式7に記載すること。</p> <p>同種業務とは、○○○○業務とする。</p> <p>類似業務とは、○○○○業務とする。</p> <p>同種業務は満点、類似業務は満点×0.5とする。</p> <p>また、過去の実績での立場により、下記の係数を得点に乗じる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>主任技術者又はこれに準ずる立場</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>主任担当技術者又はこれに準ずる立場</td> <td>1.0（*）</td> </tr> </table> <p>※当該実績の主たる分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。</p>	主任技術者又はこれに準ずる立場	1.0	主任担当技術者又はこれに準ずる立場	1.0（*）
主任技術者又はこれに準ずる立場	1.0				
主任担当技術者又はこれに準ずる立場	1.0（*）				
イ	所属企業が異なる（以前の勤務先での）業務実績も対象とし、原則として、業務期間の1/2以上の従事期間のものに限る。				
ウ	共同企業体の構成員としての業務実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。				
エ	業務実績については、記載する業務のPUBDISの写しを添付すること。PUBDISに登録されていない場合は、その業務を担当した事及び業務内容（業務年度・番号、業務名、業務場所、同種業務にあたること等）が確認できる資料（契約書、主任技術者通知書、担当技術者名簿等の該当部分の写し）を添付すること。				
オ	雇用期間が3ヶ月未満の技術者については評価の対象としない。（総合主任担当技術者のみ）				

配置予定技術者（主任技術者）の業務成績	
ア	過去3年間の配置予定技術者の業務成績については、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに元請けとして完成し、引渡しが完了した業務に主任技術者として従事した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）100万円以上の和歌山県発注建築設計・監理業務で、和歌山県県土整備部業務成績評定要領、農林水産部業務成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、評定結果通知書による通知を受けた業務（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する業務を含む。）の業務成績評定点を様式8に全て記載すること。
イ	所属企業が異なる（以前の勤務先での）業務成績も対象とし、原則として、業務期間の1/2以上の従事期間のものに限る。
ウ	共同企業体の構成員としての業務実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。
エ	雇用期間が3ヶ月未満の技術者については評価の対象としない。
配置予定技術者（主任技術者等）を入札時に特定できない場合	
	上記の配置予定技術者の資格等、配置予定技術者の業務実績及び配置予定技術者の業務成績において、入札時に配置予定者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができるものとするが、評価においては、想定する配置技術者の組合せの中で評価点の合計が最も低くなる点数を提案様式1に記載すること。また、様式4、様式6、様式8については、全ての候補者について各様式1枚とするが、様式5、様式7については、想定する配置技術者の組合せ毎に各様式1枚とする。なお、最高評価値入札者となった場合は、記載した全ての配置予定者の添付資料を提出すること。
企業の業務成績	
ア	過去3年間の企業の業務成績については、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに、元請けとして完成し、引渡しが完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）100万円以上の和歌山県発注建築設計・監理業務で、和歌山県県土整備部業務成績評定要領、農林水産部業務成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、評定結果通知書による通知を受けた業務（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する業務を含む。）の業務成績評定点を様式9に全て記載すること。
イ	共同企業体の構成員としての業務実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。
本店の所在地	
ア	住所又は本店の所在地について様式10に記載すること。
大規模災害時の協定締結	
ア	入札書提出日時点における和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との大規模災害時の協定への参加の有無について様式11に記載すること。
障害者雇用等への取り組み	
ア	入札書提出日時点における障害者雇用の取り組み状況について様式12に記載すること。
イ	入札書提出日から過去1年間の県内の障害者就労施設等からの物品等の購入実績について様式12に記載すること。

申告点数	
	<p>※【標準型Ⅰ-Aの場合】</p> <p>電子入札システムにより入札を行う場合は、電子入札システムに申告点数を入力するものとする。なお、配置予定技術者を入札時に特定できない場合は、配置予定技術者の氏名欄に候補者を全て入力し、申告点数はその合計点数の最も低い者の点数を入力すること。</p> <p>紙入札により入札を行う場合は、申告点数表（提案様式1）に申告点数を記入し、提出すること。（評価項目の「外観デザイン」、「内観デザイン」、「建設費の縮減」、「業務の実施方針」及び「評価テーマに関する技術提案」における申告点数については記入不要とする。）</p> <p>※【標準型Ⅰ-Bの場合】</p> <p>電子入札システムにより入札を行う場合は、電子入札システムに申告点数を入力するものとする。なお、配置予定技術者を入札時に特定できない場合は、配置予定技術者の氏名欄に候補者を全て入力し、申告点数はその合計点数の最も低い者の点数を入力すること。</p> <p>紙入札により入札を行う場合は、申告点数表（提案様式1）に申告点数を記入し、提出すること。（評価項目の「業務の実施方針」及び「評価テーマに関する技術提案」における申告点数については記入不要とする。）</p> <p>※【標準型Ⅱ-Aの場合】</p> <p>電子入札システムにより入札を行う場合は、電子入札システムに申告点数を入力するものとする。なお、配置予定技術者を入札時に特定できない場合は、配置予定技術者の氏名欄に候補者を全て入力し、申告点数はその合計点数の最も低い者の点数を入力すること。</p> <p>紙入札により入札を行う場合は、申告点数表（提案様式1）に申告点数を記入し、提出すること。（評価項目の「外観デザイン」、「内観デザイン」、「建設費の縮減」及び「業務の実施方針」における申告点数については記入不要とする。）</p> <p>※【標準型Ⅱ-Bの場合】</p> <p>電子入札システムにより入札を行う場合は、電子入札システムに申告点数を入力するものとする。なお、配置予定技術者を入札時に特定できない場合は、配置予定技術者の氏名欄に候補者を全て入力し、申告点数はその合計点数の最も低い者の点数を入力すること。</p> <p>紙入札により入札を行う場合は、申告点数表（提案様式1）に申告点数を記入し、提出すること。（評価項目の「業務の実施方針」における申告点数については記入不要とする。）</p> <p>書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。</p> <p>①申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。</p> <p>②申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。（申告点数の修正は行わない。）</p> <p>当該様式の提出がない場合は失格とする。</p> <p>申告点数が記載されていない（内容が確認できない場合を含む。）場合は、その記載されていない申告点数については0点（マイナス評価がある場合は最も低い評価点）に修正の上、評価</p>

	<p>するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった（記載されていない場合等を含む。）場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。</p>
<p>外観デザイン・内観デザイン【標準型Ⅰ-A、Ⅱ-Aの場合】</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・外観及び内観のデザインコンセプト並びに木材利用方針について示した無彩色の簡易なデッサンを記載すること。 ・簡易なデッサンの描画方法は、フリーハンド等自由とする。 ・簡易なデッサンは、外観デザイン（建物全体がイメージできるものとする。）・内観デザイン共1面とし、それぞれにデザインコンセプトを簡潔に記述すること。 <p>また、木材を使用する場合においては、その利用方針も簡潔に記述すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外観デザイン、内観デザイン毎にA4判（縦、横は問わない。）1枚の提案とする。 ・提案は、提案様式4にPDF形式、白黒データ、Adobe Acrobat Reader DCにより読み込み可能なバージョンとすること。 <p>※提出データは、発注者側でモノクロレーザープリンターで出力します。</p>
<p>建設費の縮減【標準型Ⅰ-A、Ⅱ-Aの場合】</p>	
	<p>建築設計業務委託特記仕様書 第1章 業務委託 6設計と条件（3）建設の条件 ア予定工事費に対し、技術提案内容を反映した上で工事費の縮減を検討し、必要となる建設工事費及び建設工事費の縮減に対する考え方を提案様式5に記載すること。縮減提案のうち、縮減額の大きいものから3項目以内を記載するものとする。それぞれの縮減提案には、具体的なコスト縮減方法、縮減額、縮減根拠を記載すること。なお、記載する縮減項目は1項目につき1件とし、ランニングコスト縮減に関する提案は除くものとする。</p>
<p>業務の実施方針</p>	
ア	<p>業務の理解度・取組意欲、取組体制・設計チームの特長、特に重視する設計上の配慮事項について提案様式2に記載すること。</p>
イ	<p>提案については提案様式2（A4サイズ片面）3枚以内（業務の理解度・取組意欲、取組体制・設計チームの特長、特に重視する設計上の配慮事項の各項目毎に1枚以内）とし、フォントサイズは10.5ポイント以上とする。</p>
<p>評価テーマに関する技術提案【標準型Ⅰの場合】</p>	
ア	<p>提出を求める提案は下記（i）に示すとおりであり、提案様式3を作成し、具体的かつ簡潔に記載すること。</p> <p>提案については提案様式3（A4サイズ片面）1枚以内とし、フォントサイズは10.5ポイント以上とする。</p> <p>参考資料については様式自由（A4サイズ片面）1枚以内とする。</p> <p>なお、参考資料に記載する内容は、提案様式3に記載された提案内容の補足説明とし、参考資料のみに記載された提案は評価の対象としない。</p> <p>提案様式3及び参考資料それぞれについて、規定を越える枚数での提出と判断できる場合は、</p>

	提案様式3を含めた提出順に1枚目を提案様式3、2枚目を参考資料と判断し評価する。 【標準型Iの場合】
イ	様式に記載のない場合、又は適正でない場合は失格とすることがある。 技術提案（評価不可と判断されたものを除く）は、全て履行義務を負うものとする。 提出者及び協力を求める学識経験者等を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名等）を記載してはならない。 【標準型Iの場合】
ウ	提案内容の類似実績を記載した場合は、以下の類似実績資料を必ず添付すること。 類似実績資料：様式自由（A4サイズ片面）、枚数制限はなし。類似実績資料は業務の実施が確認できる資料（業務がPUBDISに登録されている場合は、PUBDIS登録業務名称、PUBDIS等登録されていない場合は契約書の写し（発注者、業務名称、業務場所等が判読できる部分））及び類似実績に提案内容が反映されていることが確認出来る資料（図面等）とし、参考資料とは別葉とする。 類似実績資料のみに記載された提案は評価の対象としない。 【標準型Iの場合】
(i)	〇〇〇〇〇〇についての提案 【標準型Iの場合】
落札者決定基準	
	落札者決定基準は別紙-1のとおりとする。
総合評価の評価項目資料 【標準型Iの場合】	
	総合評価の評価項目資料は別紙-2のとおりとする。 【標準型Iの場合】

苦情申し立て	
	発注機関の長は、落札候補者が入札参加資格の要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格要件不適合通知書により通知するものとする。
	入札参加資格要件不適合通知書を受理した者で当該要件を満たさないと認められたことに不服がある者は、当該通知の日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に、発注機関の長に対して当該要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。
	当該要件を満たさないと認められた者が説明を求める場合は、苦情申立書（条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領第7号様式）を持参又は郵送することにより行うものとする。
	発注機関の長は、苦情申立書により説明を求められたときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に回答するものとする。

<p>苦情申立書の受付窓口、受付時間</p> <p>苦情申立書を持参又は郵送する場合の受付窓口並びに受付時間は、次のとおりとする。</p> <p>受付窓口：〒640-8585</p> <p>和歌山市小松原通一丁目1番地</p> <p>和歌山県県土整備部〇〇局〇〇課</p> <p>受付時間：休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで</p>

その他の留意事項	
	入札書等、技術提案及び苦情申立書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
	技術提案は、提出者に無断で使用しないものとする。
	技術提案に虚偽の記載をした者は、当該業務の落札者として決定されない。また、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づき入札参加資格停止を行うことがある。
	提出された技術提案は、返却しない。
	電子入札システムにより提出する書類は、和歌山県公共工事等電子入札運用基準に規定するアプリケーションソフトの使用、及びファイル形式により保存すること。
	技術提案の作成に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。なお、問い合わせに対する回答のうち入札参加者全員に周知すべきものがあつた場合には、その内容を和歌山県公共工事等入札情報システム等に掲載する。
	<p>〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地</p> <p>和歌山県県土整備部〇〇局〇〇課</p> <p>電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p>

様式1

技術提案提出書

業務番号： 年度 ○○ 第○号

業務名：○○業務

上記業務に係る条件付き一般競争入札の入札参加資格要件等を証明するため、下記の技術提案を提出します。

なお、建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領第4条第1項に規定する入札参加資格要件を満たす者であること並びに提出資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 様式2及び同種業務等の実績を証明する書類
- 2 様式3及び所属技術者の資格、常勤性を証明する書類
- 3 様式4及び配置予定技術者（主任技術者）の資格等を証明する書類
- 4 様式5及び配置予定技術者（各分野の主任担当技術者）の資格等を証明する書類
- 5 様式6及び配置予定技術者（主任技術者）の業務実績を証明する書類
- 6 様式7及び配置予定技術者（各分野の主任担当技術者）の業務実績を証明する書類
- 7 様式8
- 8 様式9
- 9 様式10及び本店の所在地を証明する書類（県内業者の場合のみ）
- 10 様式11及び大規模災害時の協定締結を証明する書類（該当する場合のみ）
- 11 様式12及び障害者雇用等への取り組み状況を証明する書類（該当する場合のみ）

【10】 【共同体の場合】

和歌山県営繕工事に伴う設計等委託業務共同体取扱要綱（平成29年9月19日施行）に基づく「営繕工事に係る委託業務入札参加資格審査申請書（共同体）」別記第1号様式（該当する場合のみ）

【11】 【共同体の場合】

和歌山県営繕工事に伴う設計等委託業務共同体取扱要綱（平成29年9月19日施行）に基づく「設計（監理）共同体協定書」別記第2号様式の写し（該当する場合のみ）

年 月 日

和歌山県知事 ○ ○ ○ ○ 様

所在地

商号

代表者氏名

同種業務等の実績調書

業者名 : _____

同種業務の条件		
業 務 名 称 等	業務名称	
	発注機関名	
	業務場所	
	契約金額	
	業務期間	
	受注形態等	
業 務 概 要	建築物用途	
	構造・階数	
	建築面積、延べ面積	建築面積 m ²
		延べ面積 m ²
設計概要		

※最大3件まで記載することができる。この場合は右肩に番号（No.）を記入すること。

所属技術者調書

業者名 : _____

所属技術者の氏名		生年月日	年	月	日
資格・免許等					

所属技術者の氏名		生年月日	年	月	日
資格・免許等					

所属技術者の氏名		生年月日	年	月	日
資格・免許等					

所属技術者の氏名		生年月日	年	月	日
資格・免許等					

所属技術者の氏名		生年月日	年	月	日
資格・免許等					

所属技術者の氏名		生年月日	年	月	日
資格・免許等					

※記載が2枚以上に渡る場合は、右肩に番号を記入すること。

(様式3B)

No. _____

所属技術者調書

業者名: _____

所属建築士事務所名: _____

共同体での応札の場合代表者又は代表者以外の構成員の別を記載: _____

	氏名	生年月日	一級建築士登録番号
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			

※所属している一級建築士20名以上について記載すること。人数により適宜欄を増減すること。この場合は右肩に番号(No.)を記入すること。

(様式3C)

(事業協同組合等用)

No. _____

所属技術者調書

組合名: _____

	登録事務所名	氏名	生年月日	一級建築士登録番号
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				

※登録事務所に所属している一級建築士50名以上について記載すること。人数により適宜欄を増減すること。この場合は右肩に番号(No.)を記入すること。

所属技術者調書

業者名: _____

所属建築士事務所名: _____

	氏名	生年月日	一級・ 二級・木造 の別	建築士登録番号	ポイント
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
	合計				

所属している一級・二級・木造建築士について記載すること。
 ポイントについては、一級建築士を1ポイント二級建築士・木造建築士を0.5ポイントとして計算する。
 人数により適宜欄を増減すること。この場合は右肩に番号(No.)を記入すること。

(様式4)

配置予定技術者（主任技術者）の資格等

業者名： _____

配置予定技術者（主任技術者）の経歴等

氏名		生年月日	
現在の居住地			
居住年数		年	月

過去1年以内に転居があった場合

転居前の居住地			
転居前の居住地 での居住年数		年	月

※入札書提出日時点における、配置予定技術者（主任技術者）の居住地について記載すること。

※配置予定技術者（主任技術者）の居住地について評価するものとし、入札書提出日から過去1年以上継続して居住している住所について評価する。

なお、過去1年以内に転居があった場合の取り扱いは以下のとおりとする。

①同一の建設部管内で転居があった場合は、建設部管内で継続しているものとみなす。

②県内の異なる建設部管内への転居があった場合は、県内で継続しているものとみなす。

※記載した内容が確認できる資料として住民票、住民票除票、戸籍の附票等の写しを添付すること。
(居住地が県外の場合は、添付を要しない。)

※住民票、戸籍の付票は入札書提出日以降のものに限る。

※配置予定技術者（主任技術者）の常勤性が確認できる書類を添付すること。

※入札書提出日時点で雇用期間が3ヶ月未満の技術者については、評価の対象としない。

継続教育（CPD）の取り組み

有・無	取得単位（ ）
-----	------------------------------

※CPDの証明書（証明期間は1年間で、証明期間の最終日 ~~については対象期間内~~（入札書提出日の3か月前から入札書提出日まで）のもの ~~に限るとする~~。ただし、証明期間の最終日が対象期間内 ~~にない場合においても、対象期間内のいずれかの日に各団体の推奨単位以上の取得が確認できるものは評価する。~~） ~~なお、証明書の発行日は、書面による技術提案提出日以前のものであること。~~）の写しを添付すること。

(様式5)

配置予定技術者（各分野の主任担当技術者）の資格等

業者名： _____

配置予定技術者（総合主任担当技術者）

氏名		生年月日	
保有資格	資格名：	登録番号：	登録年月日：
継続教育（CPD）の取り組み	有・無	取得単位（	）

配置予定技術者（構造主任担当技術者）

氏名		生年月日	
所属事務所名			
保有資格	資格名：	登録番号：	登録年月日：
継続教育（CPD）の取り組み	有・無	取得単位（	）

配置予定技術者（電気設備主任担当技術者）

氏名		生年月日	
所属事務所名			
保有資格	資格名：	登録番号：	登録年月日：
継続教育（CPD）の取り組み	有・無	取得単位（	）

配置予定技術者（機械設備主任担当技術者）

氏名		生年月日	
所属事務所名			
保有資格	資格名：	登録番号：	登録年月日：
継続教育（CPD）の取り組み	有・無	取得単位（	）

※配置予定技術者の常勤性が確認できる書類を添付すること。（総合主任担当技術者のみ）
※雇用期間が3ヶ月未満の技術者については、評価の対象としないものとする。（総合主任担当技術者のみ）
※当該資格を保有していることを証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。
※技術士の場合は、保有資格の欄に部門及び分野も記載すること。
※CPDの証明書（証明期間は1年間で、証明期間の最終日については対象期間内（入札書提出日の3か月前から入札書提出日まで）のものに限るとする。ただし、証明期間の最終日が対象期間内でない場合においても、対象期間内のいずれかの日に各団体の推奨単位以上の取得が確認できるものは評価する。）なお、証明書の発行日は、書面による技術提案提出日以前のものであること。）の写しを添付すること。

(様式6)

配置予定技術者（主任技術者）の業務実績

業者名： _____

主任技術者氏名： _____

同種又は類似業務の実績（過去10年間）

番号	業務年度・番号、業務名	業務場所	
	契約金額（円）	業務期間（配置期間）	従事役職
業務内容			
1	〇〇年度 〇〇号 〇〇〇〇業務（PUBDIS登録番号）		

建設部管内での業務実績（過去10年間）

番号	業務年度・番号、業務名	業務場所	
	契約金額（円）	業務期間（配置期間）	従事役職
業務内容			
1	〇〇年度 〇〇号 〇〇〇〇業務（PUBDIS登録番号）		
2			
3			
4			
5			

※ 同種業務、類似業務及び建設部管内での業務実績については、過去10年間（ 年4月1日から公告の日の前日まで）に、元請として業務が完了し、成果品の引渡し完了した業務とする。

※ 同種業務とは、〇〇〇〇業務とする。

※ 類似業務とは、〇〇〇〇業務とする。

※ 同種又は類似業務の実績については、主任技術者又は各分野の主任担当技術者として配置された業務を対象とする。

※ 建設部管内での業務実績については、主任技術者として配置された業務を対象とする。

※ 所属企業が異なる（以前の勤務先での）業務実績も対象とし、原則として、業務期間の1/2以上の従事期間のものに限る。

※ 業務期間と配置期間が異なる場合には必ず配置期間を記載すること。

※ 共同企業体での業務実績は、出資比率20%以上のものに限る。

※ 業務実績については、記載する業務のPUBDISの写しを添付すること。

※ PUBDISに登録されていない場合は、その業務を担当した事及び業務内容（業務年度・番号、業務名、業務場所、契約金額、同種業務にあたること等）が確認できる資料（契約書、主任技術者通知書、担当技術者名簿等の該当部分の写し）を添付すること。

※ 雇用期間が3ヶ月未満の技術者については、評価の対象としないものとする。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

(様式7)

配置予定技術者（各分野の主任担当技術者）の業務実績

業者名： _____

同種又は類似業務の実績（過去10年間）（総合主任担当技術者）

番号	業務年度・番号、業務名		業務場所
	契約金額（円）	業務期間（配置期間）	従事役職
1	〇〇年度 〇〇号 〇〇〇〇業務（PUBDIS登録番号）		

同種又は類似業務の実績（過去10年間）（構造主任担当技術者）

1	〇〇年度 〇〇号 〇〇〇〇業務（PUBDIS登録番号）		

同種又は類似業務の実績（過去10年間）（電気主任担当技術者）

1	〇〇年度 〇〇号 〇〇〇〇業務（PUBDIS登録番号）		

同種又は類似業務の実績（過去10年間）（機械主任担当技術者）

1	〇〇年度 〇〇号 〇〇〇〇業務（PUBDIS登録番号）		

- ※ 同種及び類似の業務実績については、過去10年間（ 年4月1日から公告の日の前日までに、元請として業務が完了し、成果品の引渡し完了した業務とする。
- ※ 同種業務とは、〇〇〇〇業務とする。
- ※ 類似業務とは、〇〇〇〇業務とする。
- ※ 主任技術者又は各分野の主任担当技術者として配置された業務を対象とする。
- ※ 所属企業が異なる（以前の勤務先での）業務実績も対象とし、原則として、業務期間の1/2以上の従事期間のものに限る。
- ※ 業務期間と配置期間が異なる場合には必ず配置期間を記載すること。
- ※ 共同企業体での業務実績は、出資比率20%以上のものに限る。
- ※ 業務実績については、記載する業務のPIBDISの写しを添付すること。
- ※ PUBDISに登録されていない場合は、その業務を担当した事及び業務内容（業務年度・番号、業務名、業務場所、同種業務にあたること等）が確認できる資料（契約書、主任技術者通知書、担当技術者名簿等の該当部分の写し）を添付すること。
- ※ 雇用期間が3ヶ月未満の技術者については評価の対象としないものとする。（総合主任担当技術者のみ）

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

(様式8)

配置予定技術者（主任技術者）の業務成績

業者名： _____

主任技術者氏名： _____

番号	年度 業務番号	業務場所	契約金額	業務評定点
	業務名称		業務期間（配置期間）	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
平均				点

- ※ 配置予定技術者（主任技術者）が主任技術者として配置された業務を対象とする。
- ※ 所属企業が異なる（以前の勤務先での）業務実績も対象とし、原則として、業務期間の1/2以上の従事期間のものに限る。
- ※ 業務期間と配置期間が異なる場合には必ず配置期間を記載すること。
- ※ 業務評定点は契約額（消費税及び地方税の額を含む。）100万円以上で和歌山県土整備部業務成績評定要領、農林水産部業務成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、評定結果通知書による通知を受けた和歌山県発注の業務に限る。
- ※ 過去3年間（〇〇年4月1日から公告の日の前日まで）に完成し、引渡し完了した建築設計・監理業務とする。
- ※ 業務成績評定結果通知書に記載されている業務評定点が整数止めでない場合は小数第1位を四捨五入し、整数とすること。
- ※ 平均点は小数第1位を切り捨て、整数止めとすること。
- ※ 雇用期間が3ヶ月未満の技術者については、評価の対象としないものとする。
- ※ 共同企業体での業務成績は、出資比率20%以上のものに限る。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

(様式9)

企業の業務成績

業者名： _____

番号	年度 業務番号	業務場所	契約金額	業務評定点
	業務名称		業務期間	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
平均				点

※ 業務評定点は契約額（消費税及び地方税の額を含む。）100万円以上で和歌山県県土整備部業務成績評定要領、農林水産部業務成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、評定結果通知書による通知を受けた和歌山県発注の業務に限る。

※ 過去3年間（〇〇年4月1日から公告の日の前日まで）に完成し、引渡し完了した建築設計・監理業務とする。

※ 業務成績評定結果通知書に記載されている業務評定点が整数止めでない場合は小数第1位を四捨五入し、整数とすること。

※ 平均点は小数第1位を切り捨て、整数止めとすること。

※ 共同企業体での業務成績は、出資比率20%以上のものに限る。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

(様式10)

本店の所在地

業者名： _____

住所又は本店の所在地	
現所在地での営業年数	年 月

過去3年以内に住所又は本店の移転があった場合

移転前の住所又は本店の所在地	
移転前の所在地での営業年数	年 月

※入札書提出日時点における、住所又は本店の所在地について記載すること。

※本店の有無については、住所又は本店の所在地について評価するものとし、入札書提出日から過去3年以上継続して営業している住所又は本店について評価する。

なお、過去3年以内に住所又は本店の移転があった場合の取り扱いは以下のとおりとする。

- ① 同一の建設部管内で移転があった場合は、建設部管内で継続しているものとみなす。
- ② 県内の異なる建設部管内への移転があった場合は、県内で継続しているものとみなす。

※記載した内容が確認できる資料として、商業登記簿抄本の写し又は建築士事務所登録を確認できるものを添付すること。(所在地が県外の場合は、添付を要しない。)

(様式11)

大規模災害時の協定締結

業者名： _____

和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との大規模災害時の協定への参加の有無	有 ・ 無
--	-------

※入札書提出日時点における、和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との大規模災害時の協定への参加の有無について記載すること。

※年度途中の参加等により、緊急連絡体制表への記載が無い者については、団体からの証明書等、災害協定への参加が確認できる資料を添付すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

(様式 1 2)

障害者雇用等への取り組み

業者名： _____

障害者雇用への取り組み

(1) 法定義務業者（常用雇用労働者数 43,540.0 人以上）の場合	有・無
法定雇用障害者数を超える障害者雇用	
(2) 非法定義務業者（常用雇用労働者数 43,540.0 人未満）の場合	
1人以上の障害者雇用	

※ 入札書提出日時点で雇用している障害者数に基づき記載すること。

※ 記載した内容が確認できる資料として、下記の資料を添付すること。

(1) 法定義務業者の場合

- ・直近の障害者雇用状況報告書の写し（管轄公共職業安定所の確認印（受付印）のあるもの、提出期限の7月15日以降は、過年度の報告書は認めない。）

※ 記載した内容が確認できる資料として、下記の資料を書面による技術提案提出時に提示すること。
なお、提示書類はその場で返却する。

(1) 法定義務業者の場合

- ・基準日である6月1日以降に新たに雇用した場合は、雇用した方の手帳の写し（氏名と等級（程度）が確認できる部分）及び、入札書提出時点で常勤で雇用していることが確認できる書類の写し（社会保険、雇用保険等）

(2) 非法定義務業者の場合

- ・雇用している方の手帳の写し（氏名と等級（程度）が確認できる部分）及び、入札書提出日時点で常勤で雇用していることが確認できる書類の写し（社会保険、雇用保険等）

※ 常用雇用労働者数については令和36年34月1日現在の法定雇用率（~~2-32.5%~~）により算出している。

- ・ $1/0.0230.025=40.0 \rightarrow 43,540.0$ 人

入札書提出日時点で法定雇用率に変更がある場合は、変更後の法定雇用率により常用雇用労働者数を読替えること。（法定雇用率については厚生労働省ホームページで確認すること。）

障害者就労施設等からの物品等の購入

県内の障害者就労施設等からの物品等購入実績（年20万円以上（税込み））	有・無
-------------------------------------	-----

※ 入札書提出日から過去1年間に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する障害者就労施設等」のうち和歌山県内に住所を有する者からの物品等の購入を対象とする。

※ 記載した内容が確認できる資料として、領収書の写しを添付すること。

※ 領収書は集計表等により合計金額が確認できるよう整理すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

【紙入札により入札を行う場合に適用】

（提案様式1）【標準型 I-A の場合】

総合評価方式（委託業務）		申告点数表（案）		標準型 I-A（建築関係）				
業務名	年度 ○○ 第○○号—○							
業務場所	○○地区							
予定価格	¥○○,○○○,○○○(税抜き)							
業者名								
業者番号								
配置予定技術者の氏名	主任技術者		総合主任担当技術者					
	構造主任担当技術者		電気設備主任担当技術者					
	機械設備主任担当技術者							
技術提案	評価項目	評価内容	評価基準	配点	申告得点	備考		
	(1) 外観デザイン	提案された外観デザインについて評価		15	※業務の理解度・取組意欲(10点)、取組体制・設計(監理)チームの特長(5.4点)、特に重視する設計(監理)上の配慮事項等(4.6点)			
	(2) 内観デザイン	提案された内観デザインについて評価		15				
	(3) 建設費の縮減	予定建設費の縮減について評価		5				
	(4) 業務の実施方針	業務の理解度、取組意欲、取組体制、設計(監理)チームの特長、特に重視する設計(監理)上の配慮事項等について評価		20				
	(5) 評価テーマに関する技術提案	的確性	与条件の把握度により評価(施設特性、周辺環境等)			15	※提案毎に着目点、問題点、解決方法等を全て記載し、提案数は最大3提案までとする。 ※4提案以上の提案があった場合は提案順に初めの3提案のみを評価する。	
		実現性	着目点、問題点、解決方法等の提案内容 [※] 及びその説得力により評価					
		独創性	類似実績の有無等により評価					
	小 計							
	技術評価点	(1) 保有資格	配置予定技術者の保有する資格により評価					※電気設備担当技術者の技術士は、電気・電子、建設又は総合技術監理部門(電気・電子又は建設部門)に対して評価する。 ※機械設備担当技術者の技術士は、機械(流体工学又は熱工学)・上下水道、衛生工学、又は総合技術監理部門(流体工学・熱工学・上下水道・衛生工学)に対して評価する。
総合主任担当技術者			①一級建築士 ②二級建築士 ③木造建築士 ④上記①②③以外	1.6 0.8 0.4 0				
構造主任担当技術者			①構造設計一級建築士 ②一級建築士 ③二級建築士 ④上記①②③以外	0.8 0.4 0.2 0				
電気設備主任担当技術者			①設備設計一級建築士、技術士 ②建築設備士、一級建築士 ③一級電気工事施工管理技士 ④上記①②③以外	0.8 0.4 0.2 0				
機械設備主任担当技術者			①設備設計一級建築士、技術士 ②建築設備士、一級建築士 ③一級管工事施工管理技士 ④上記①②③以外	0.8 0.4 0.2 0				
(2) 継続教育 (CPD) の取り組み		配置予定技術者のCPD取得単位により評価				※(公財)建築技術教育普及センターを事務局とする建設CPD運営会議の発行する国土交通省大臣官房官庁営繕部指定の証明書における取得単位を評価する。下記aからcに示す取得単位の合計とする。 a. 当種業務関係特別認定講習会については、認定時間に3を乗じた値を取得単位とする。 b. a以外の特別認定講習会については、認定時間に2を乗じた値を取得単位とする。 c. 一般認定プログラムについては、認定時間を取得単位とする。		
		主任技術者	①4.0単位以上 ②2.0単位以上4.0単位未満 ③1.0単位以上2.0単位未満 ④1.0単位未満	0.8 0.4 0.2 0				
		総合主任担当技術者	①4.0単位以上 ②2.0単位以上4.0単位未満 ③1.0単位以上2.0単位未満 ④1.0単位未満	0.8 0.4 0.2 0				
		構造主任担当技術者	①4.0単位以上 ②2.0単位以上4.0単位未満 ③1.0単位以上2.0単位未満 ④1.0単位未満	0.8 0.4 0.2 0				
		電気設備主任担当技術者	①4.0単位以上 ②2.0単位以上4.0単位未満 ③1.0単位以上2.0単位未満 ④1.0単位未満	0.8 0.4 0.2 0				
		機械設備主任担当技術者	①4.0単位以上 ②2.0単位以上4.0単位未満 ③1.0単位以上2.0単位未満 ④1.0単位未満	0.8 0.4 0.2 0				
		(3) 同種及び類似業務の実績	配置予定技術者の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の同種又は類似業務での、主任技術者、各分野の主任担当技術者としての実績を評価					※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
			主任技術者	①同種業務の実績がある ②類似業務の実績がある ③上記①②以外	2.2 1.1 0			
			総合主任担当技術者	①同種業務の実績がある ②類似業務の実績がある ③上記①②以外	1.6 0.8 0			
			構造主任担当技術者	①同種業務の実績がある ②類似業務の実績がある ③上記①②以外	0.4 0.2 0			
電気設備主任担当技術者			①同種業務の実績がある ②類似業務の実績がある ③上記①②以外	0.4 0.2 0				
(4) 業務成績 (技術者)		配置予定技術者(主任技術者)の過去3年間の和歌山県発注の建築設計・監理業務での、主任技術者としての業務成績の平均点により評価				※①②の技術点は、実績が1件のみ場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。		
		①75点以上		4				
		②60点以上～75点未満 ③60点未満	4.0×(平均点-60.0)/15	4～0 -4				
(5) 業務成績 (企業)		企業の過去3年間の和歌山県発注の建築設計・監理業務での業務成績の平均点により評価				※①②の技術点は、実績が1件のみ場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。		
	①75点以上		3					
	②60点以上～75点未満 ③60点未満	3.0×(平均点-60.0)/15	3～0 -3					
小 計								

業者名

業者番号

技術評価点		地域貢献		小計		合計		
(1) 建設部管内での業務実績	配置予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の和歌山県内の建築設計・監理業務での、主任技術者としての実績を評価						※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
	①業務箇所と同一の建設部管内における業務実績が5件以上ある	2						
	②業務箇所と同一の建設部管内における業務実績がある	1						
	③上記①②以外	0						
	配置予定技術者（主任技術者）の居住地について評価							※入札書提出日から過去1年以上継続して居住している住所を対象とする。（住民票等で確認） 【業務場所在県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する
	①業務箇所と同一の建設部管内に居住している	2						
②県内に居住している	1							
③上記①②以外								
(2) 技術者の居住地	住所又は本店の所在地について評価						※入札書提出日から過去3年以上継続して営業している住所又は本店について評価する。（商業登記簿又は建築士事務所登録で確認） 【業務場所在県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する	
	①業務箇所と同一の建設部管内に住所又は本店を有する	2						
	②県内に住所又は本店を有する	1						
③上記①②以外								
(3) 本店の有無	大規模災害時の協定への参加について評価						※和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との協定における緊急連絡体制表への記載の有無により評価する。	
	①協定へ参加している	2						
	②なし	0						
(4) 大規模災害時の協定締結	障害者雇用への取り組みについて評価						※入札書提出日時点で雇用している障害者数を対象とする。	
	①法定雇用障害者数を超える雇用（非法定義務者の場合は1人以上の障害者雇用）がある	1.5						
	②上記①以外	0						
(5) 障害者雇用への取り組み	県内の障害者就労施設等からの物品等の購入について評価						※入札書提出日から過去1年間の実績を対象とする。	
	①年20万円以上の購入実績がある	0.5						
	②上記①以外	0						
(6) 障害者就労施設等からの物品等の購入	小計							
	合計							

※ 評価項目・配点については、案件ごとに定めるものとする。
 ・ 業者番号の欄には入札参加資格認定通知書における業者番号を記載すること。
 ・ 書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。
 ①申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点数に修正の上、評価する。
 ②申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。（申告点数の修正は行わない。）
 ・ 当該様式の提出がない場合は失格とする。
 ・ 申告点数が記載されていない（内容が確認できない場合を含む。）場合は、その記載されていない申告点数については0点（マイナス評価がある場合は最も低い評価点）に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった（記載されていない場合等を含む。）場合は、適切な評価点数に修正の上、評価するものとする。
 ・ 評価内容ごとの申告点数は、小数点以下第2位を切り捨て、小数第1位止めとする。
 ・ 過去3年間の和歌山県発注の建築設計・工事監理業務での業務実績の平均点は小数第1位を切り捨て整数止めとする。
 ・ 配置予定技術者・企業の業務実績及び業務成績は契約額100万円以上の業務実績を評価の対象とする。
 ・ 入札書提出日時点で雇用期間が3ヶ月未満の主任技術者及び総合主任担当技術者は評価の対象としない。
 ・ 配置予定技術者の氏名については、全ての候補者の氏名を記載する。

【業務場所在県内一円の場合】
 【本業務については、「建設部管内」を「県内」と読み替えるものとする】

【共同体で応札がある場合】
 ※共同体で応札の場合においては、次のとおりとする。
 評価項目のうち、配置予定技術者・企業の能力の(5)は代表者を評価の対象とする。
 評価項目のうち、地域貢献の(1)、(2)及び(5)は代表者を評価の対象とする。
 評価項目のうち、地域貢献の(3)、(4)及び(6)は、代表者又は代表者以外の構成員を評価の対象とする。

【標準型 I-A の場合】

【紙入札により入札を行う場合に適用】

【提案様式1】【標準型I-Bの場合】

総合評価方式（委託業務）		申告点数表（案）		標準型I-B（建築関係）		
業務名	年度 ○○ 第○○号—○					
業務場所	○○地内					
予定価格	¥○○,○○○,○○○(税抜き)					
案者名						
案者番号						
配置予定技術者の氏名	主任技術者		総合主任担当技術者			
	構造主任担当技術者		電気設備主任担当技術者			
	機械設備主任担当技術者					
評価項目	評価内容	評価基準	配点	申告得点	備考	
技術提案	(1) 業務の実施方針	業務の理解度、取組意欲、取組体制、設計（監理）チームの特長、特に重視する設計（監理）上の配慮事項等について評価		30	※業務の理解度・取組意欲(15点)、取組体制・設計（監理）チームの特長(8点)、特に重視する設計（監理）上の配慮事項等(7点) ※提案毎に着目点、問題点、解決方法等を全て記載し、提案数は最大3提案までとする。 ※4提案以上の提案があった場合は提案順に初めの3提案のみを評価する。	
	(2) 評価テーマに関する技術提案	的確性	与条件の把握度により評価（施設特性、周辺環境等）	20		
		実現性	着目点、問題点、解決方法等の提案内容 [※] 及びその説得力により評価			
		独創性	類似実績の有無等により評価			
小計						
技術評価点	(1) 保有資格	配置予定技術者の保有する資格により評価			※電気設備担当技術者の技術士は、電気・電子・建設又は総合技術監理部門（電気・電子又は建設部門）に対して評価する。 ※機械設備担当技術者の技術士は、機械（流体工学又は熱工学）、上下水道、衛生工学、又は総合技術監理部門（流体工学・熱工学・上下水道・衛生工学）について評価する。	
		総合主任担当技術者	①一級建築士 2.4 ②二級建築士 1.2 ③木造建築士 0.6 ④上記①②③以外 0			
		構造主任担当技術者	①構造設計一級建築士 1.2 ②一級建築士 0.6 ③二級建築士 0.3 ④上記①②③以外 0			
		電気設備主任担当技術者	①設備設計一級建築士、技術士 1.2 ②建築設備士、一級建築士 0.6 ③一級電気工事施工管理技術士 0.3 ④上記①②③以外 0			
		機械設備主任担当技術者	①設備設計一級建築士、技術士 1.2 ②建築設備士、一級建築士 0.6 ③一級管工事施工管理技術士 0.3 ④上記①②③以外 0			
	(2) 継続教育（CPD）の取り組み	配置予定技術者のCPD取得単位により評価				
		主任技術者	①40単位以上 1.2 ②20単位以上40単位未満 0.6 ③10単位以上20単位未満 0.3 ④10単位未満 0			
		総合主任担当技術者	①40単位以上 1.2 ②20単位以上40単位未満 0.6 ③10単位以上20単位未満 0.3 ④10単位未満 0			
		構造主任担当技術者	①40単位以上 1.2 ②20単位以上40単位未満 0.6 ③10単位以上20単位未満 0.3 ④10単位未満 0			
		電気設備主任担当技術者	①40単位以上 1.2 ②20単位以上40単位未満 0.6 ③10単位以上20単位未満 0.3 ④10単位未満 0			
		機械設備主任担当技術者	①40単位以上 1.2 ②20単位以上40単位未満 0.6 ③10単位以上20単位未満 0.3 ④10単位未満 0			
		配置予定技術者の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の同種又は類似業務での、主任技術者、各分野の主任担当技術者としての実績を評価				
主任技術者		①同種業務の実績がある 3.2 ②類似業務の実績がある 1.6 ③上記①②以外 0				
総合主任担当技術者	①同種業務の実績がある 2.4 ②類似業務の実績がある 1.2 ③上記①②以外 0					
構造主任担当技術者	①同種業務の実績がある 0.8 ②類似業務の実績がある 0.4 ③上記①②以外 0					
電気設備主任担当技術者	①同種業務の実績がある 0.8 ②類似業務の実績がある 0.4 ③上記①②以外 0					
機械設備主任担当技術者	①同種業務の実績がある 0.8 ②類似業務の実績がある 0.4 ③上記①②以外 0					
(3) 同種及び類似業務の実績	配置予定技術者の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の同種又は類似業務での、主任技術者、各分野の主任担当技術者としての実績を評価				※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
	主任技術者	①同種業務の実績がある 3.2 ②類似業務の実績がある 1.6 ③上記①②以外 0				
	総合主任担当技術者	①同種業務の実績がある 2.4 ②類似業務の実績がある 1.2 ③上記①②以外 0				
(4) 業務成績（技術者）	配置予定技術者（主任技術者）の過去3年間の和歌山県発注の建築設計・監理業務での、主任技術者としての業務成績の平均点により評価				※①②の技術点は、実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
	①75点以上		6			
	②60点以上～75点未満	6.0 × (平均点-60.0) / 15	6~0			
(5) 業務成績（企業）	企業の過去3年間の和歌山県発注の建築設計・監理業務での業務成績の平均点により評価				※①②の技術点は、実績が1件のみの場合は配点×0.5、実績が2件の場合は配点×0.8とし、実績がない場合は0点とする。 ※過去3年間とは、当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。	
	①75点以上		4			
	②60点以上～75点未満	4.0 × (平均点-60.0) / 15	4~0			
小計						

業 者 名

業 者 番 号

技術評価点	地域貢献	(1) 建設部管内での業務実績	配置予定技術者（主任技術者）の過去10年間の国、都道府県、政令市、法人等発注の和歌山県内の建築設計・監理業務での、主任技術者としての実績を評価		※過去10年間とは、当該年度を含まない10ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までを対象とする。
			①業務箇所と同一の建設部管内における業務実績が5件以上ある	5	
			②業務箇所と同一の建設部管内における業務実績がある	2.5	
		(2) 技術者の居住地	配置予定技術者（主任技術者）の居住地について評価		※入札書提出日から過去1年以上継続して居住している住所を対象とする。（住民票等で確認） 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する
			①業務箇所と同一の建設部管内に居住している	5	
			②県内に居住している	2.5	
		(3) 本店の有無	住所又は本店の所在地について評価		※入札書提出日から過去3年以上継続して営業している住所又は本店について評価する。（商業登記簿又は建築士事務所登録で確認） 【業務場所が県内一円の場合】 ※本業務については、①若しくは③により評価する
			①業務箇所と同一の建設部管内に住所又は本店を有する	5	
			②県内に住所又は本店を有する	2.5	
		(4) 大規模災害時の協定締結	大規模災害時の協定への参加について評価		※和歌山県と当該業務に直接関連する業界団体との協定における緊急連絡体制表への記載の有無により評価する。
			①協定へ参加している	5	
		(5) 障害者雇用への取り組み	障害者雇用への取り組みについて評価		※入札書提出日時点で雇用している障害者数を対象とする。
①法定雇用障害者数を超える雇用（非法定義務者の場合は1人以上の障害者雇用）がある	3				
(6) 障害者就労施設等からの物品等の購入	県内の障害者就労施設等からの物品等の購入について評価		※入札書提出日から過去1年間の実績を対象とする。		
	①年20万円以上の購入実績がある	1			
		②上記①以外	0		
		小 計			
		合 計		※合計点は最高100点とする	

※ 評価項目・配点については、案件ごとに定めるものとする。
 ・業者番号の欄には入札参加資格認定通知書における業者番号を記載すること。
 ・書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。
 ①申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。
 ②申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。（申告点数の修正は行わない。）
 ・当該様式の提出がない場合は失格とする。
 ・申告点数が記載されていない（内容が確認できない場合を含む。）場合は、その記載されていない申告点数については0点（マイナス評価がある場合は最も低い評価点）に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった（記載されていない場合を含む。）場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。
 ・評価内容ごとの申告点数は、小数点以下第2位を切り捨て、小数第1位止めとする。
 ・過去3年間の和歌山県発注の建築設計・工事監理業務での業務成績の平均点は小数第1位を切り捨て整数止めとする。
 ・配置予定技術者・企業の業務実績及び業務成績は契約額100万円以上の業務実績を評価の対象とする。
 ・入札書提出日時点で雇用期間が3ヶ月未満の主任技術者及び総合主任担当技術者は評価の対象としない。
 ・配置予定技術者の氏名については、全ての候補者の氏名を記載する。

【業務場所が県内一円の場合】
 ※本業務については、「建設部管内」を「県内」と読み替えるものとする。

【共同体で応札がある場合】
 ※共同体で応札の場合においては、次のとおりとする。
 評価項目のうち、配置予定技術者・企業の能力の(5)は代表者を評価の対象とする。
 評価項目のうち、地域貢献の(1)、(2)及び(5)は代表者を評価の対象とする。
 評価項目のうち、地域貢献の(3)、(4)及び(6)は、代表者又は代表者以外の構成員を評価の対象とする。

【標準型 I-B の場合】